

総務企画常任委員会及び予算審査特別委員会（第一分科会）

平成25年12月10日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（7名）

委員 長 平山 啓子 君	副委員 長 鈴木 伸彦 君
委員 藤村 由美子 君	委員 伊藤 豊美 君
委員 君島 一郎 君	委員 山本 はるひ 君
委員 玉野 宏 君	

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

企画部長 片桐 計 幸 君	企画情報課長 藤田 輝夫 君
企画情報課長補佐 鹿野 伸二 君	企画政策係長 高久 修 君
情報管理係長 高橋 力 君	総務部長 成瀬 充 君
総務課長 伴内 照和 君	総務課長補佐 稲見 一志 君
行政係長 福田 博昭 君	危機対策係長 秋元 武志 君
人事研修係長 広瀬 範道 君	給与厚生係長 岸上 容子 君
放射能対策課長 須藤 清隆 君	放射能対策課長補佐 高橋 守 君
除染担当（副主幹） 田代 宰士 君	除染担当（主査） 小野 治夫 君
財政課長 八木 澤秀 君	財政課長補佐兼管財係長 相馬 勇 君
財政係長 村松 一紀 君	課税課長 小林 一恵 君
課税課長補佐兼市民税係長 増田 健造 君	税制係長 五十嵐 岳夫 君
国民健康保険税係長 福田 正樹 君	資産税土地係長 高久 浩二 君
資産税家屋係長 村松 隆 君	西那須野支所長 玉木 宇志 君
総務税務課長 沼野 井隆 君	総務係長 間彦 望 君
産業観光建設課長 関谷 正徳 君	産業観光建設課長補佐兼農林係長 阿見 浩二 君

建設係長	鈴木隆行君	塩原支所長	渡邊勝美君
総務福祉課長	郡司悟君	産業観光建設課長	印南良夫君
産業観光建設課長補佐兼建設係長	吉澤克博君	農林係長	関谷浩行君
観光商工係長	神山栄君		

出席議会議務局職員

書記 小池雅之君

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔連合審査会開会の申し入れについて〕

〔企画部〕

- ・企画部長挨拶

〔企画情報課〕

- ・議案第 88号 那須塩原市公共施設等有効活用基金条例の制定について
- ・議案第108号 八溝山周辺地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- ・議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について

予算審査

- ・議案第 79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)

〔西那須野支所〕

- ・西那須野支所長挨拶

〔総務税務課〕

予算審査

- ・議案第 79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)

〔産業観光建設課〕

予算審査

- ・議案第 79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)

〔塩原支所〕

- ・塩原支所長挨拶

〔総務福祉課〕

予算審査

- ・議案第 79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)

〔産業観光建設課〕

予算審査

- ・議案第 79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)

〔総務部〕

- ・総務部長挨拶

〔総務課〕

- ・議案第 89号 那須塩原市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- ・議案第110号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

予算審査

- ・議案第 79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)

〔放射能対策課〕

予算審査

- ・議案第 79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)

〔財政課〕

- ・議案第 87号 那須塩原市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
- ・議案第 93号 那須塩原市税外収入金に係る延滞金徴収に関する条例の一部改正について

予算審査

- ・議案第 79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)

〔課税課〕

- ・議案第 90号 那須塩原市税条例の一部改正について
- ・議案第 91号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について
- ・議案第 92号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について

予算審査

- ・議案第 79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)

〔陳情〕

- ・陳情第 9号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める陳情について

4. その他

5. 散会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

平山委員長 皆様、改めましておはようございます。

きょうは暖かく感じますけれども、外は雨でいよいよ定例会も終盤戦に向かって、今から総務企画常任委員会の審査がありますけれども、皆様のご協力をいただきながら円滑に進めていきたいと思っております。

では、ただ今から総務企画常任委員会、あわせて予算審査特別委員会（第一分科会）を開会いたします。

座らせていただきます。

それでは、今定例会における委員会の審査の方法について申し上げます。

今定例会で当常任委員会に付託された案件は、条例の制定及び一部改正に関する案件が7件、協定の締結に関する案件が1件、指定管理者の指定案件が1件、規約の変更の案件が1件の合計10件でございます。また、新たに提出された請願1件、陳情1件の審査が付託されております。

さらに、予算の分科会審査がございます。予算審査特別委員会に付託された案件のうち、当第一分科会で審査すべき案件は補正予算案件1件でございます。

補正予算案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切りかえて審査を行います。

審査は担当課ごとに行い、それぞれ常任委員会、予算審査特別委員会第一分科会の順に審査いたします。

審査の日程は、お手元に配付の次第のとおりといたします。

本日は午前中に、企画部と西那須野支所所管の議案審査を行い、午後からは塩原支所と総務部所

管の議案について審査を行うことといたします。

議案審査が終了いたしましたら、引き続き陳情第9号の審査を行いたいと思っております。

あす12月11日は、午後から請願第2号の審査を行います。

各委員におかれましては、慎重なる審査をお願いいたしますとともに、円滑な進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。

審査事項

平山委員長 それでは、次第3、審査事項に入りたいと思っております。

連合審査会開会の申し入れについて

平山委員長 まず初めに、連合審査会開会の申し入れについてを議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会に付託された請願第2号の審査につきましては、産業環境常任委員会に連合審査会の開会を申し入れたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないと認めます。

よって、請願第2号につきましては、産業環境常任委員会に連合審査会の開会を申し入れすることといたします。

若松委員長に対しまして、委員長名で連合審査会開会申入書を提出いたします。

企画部の審査 午前10時00分

平山委員長 それでは、企画部の審査に入りますが、審査に先立ち、片桐企画部長からご挨拶いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

片桐企画部長 （挨拶。）

平山委員長 ありがとうございます。

企画情報課の審査

平山委員長 それでは、企画情報課の審査に入りたいと思います。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

議案第88号の上程、説明、質

疑、討論、採決

平山委員長 それでは初めに、議案第88号 那須塩原市公共施設等有効活用基金条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

座ったままで結構です。

藤田企画情報課長 （議案第88号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたしたいと思いますが、質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 質疑はないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、討論がないようですので、

討論を終結し、採決いたします。

議案第88号 那須塩原市公共施設等有効活用基金条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第88号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第108号の上程、説明、

質疑、討論、採決

平山委員長 次に、議案第108号 八溝山周辺地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

お願いいたします。

藤田企画情報課長 （議案第108号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたしたいと思いますが、

山本委員。

山本委員 八溝山周辺地域定住自立圏については、今までも説明はいただいていたんですけども、確認の意味でお尋ねしたいんですが、まずこの2市6町が一緒ではなくて、大田原を中心としてそれぞれ協定を結ぶというように読めるんですけども、那須塩原市と大田原の関係というのは書いてあるようにわかるんですけども、ほかの残りの6市とか町とはどんな関係になるかということに対して少し説明をいただきたいと思います。

平山委員長 よろしくをお願いします。

藤田企画情報課長 例えばある事業を実施すると

いった場合に協定は、あくまで1対1という形で締結していますので、要はある事業に対してほかの市町村が参画するというような形に具体的にはなるんだと思います。要は横の周辺市ですか、那須町と那須塩原市との間の協定はないんで、あくまでもあるA事業をやるといったときには、協定に基づいて那須町は参加するんであれば那須町参加すると、うちも参加するというような形で中心市とうちとの間の中の協定に基づいて参加していくというような形になるということです。周辺市同士との協定はないということなものですから。

平山委員長 山本委員。

山本委員 そうすると、全協のときにいただいた資料でいくと40の政策分野が書いてあると思うんですね。例えば保健、福祉とか図書館とかね。そのところの右側のところに7つの市と町が書いてあって、丸がしてあるんですけれども、そうすると全部大田原市と全てのところが協定するといって丸がしてあるものと、例えば一般廃棄物なんていうのは、那須塩原市と那須町のみがというふうになっているんですが、これの締結というのは、あくまで大田原市は全ての項目に入っていて、そこと結んでいるのが那須塩原市でほかのところはどうであれ関係がないというか、そういうものなんでしょうか。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 先ほどもちょっとお答えしたとおり、例えばAという事業に対して必ずしも8市町村全部参加する話ではないんで、例えば大田原市とうちだけでやる事業もある。中心市は必ずやらなくちゃならないんですが、大田原市と那須町だけでやる事業もあると。また、全部の8市町村でやる事業もあるというようなそんなことになると思います。

平山委員長 山本委員。

山本委員 それが定住自立圏ということですよ。那須地域もそういうのをつくりますよね。今度、那須塩原市がそれは中心になってという、それとこれと何か重なるような重ならないよううまく頭が整理できないんですが、その辺の関係も含めて説明いただければと思います。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 基本的には八溝山と那須のほうの定住自立圏では、要はテーマが違ってきます。重点的に進めていく事業が違うということでございます。八溝については保健、医療、福祉を重点的にやるテーマというようなところで設定しております。那須地域定住自立圏に関しては観光、公共交通を活用したネットワークの構成、あとは環境、そこを重点テーマとしてやっていきたいというようなところなんで、一部事業として重複する部分もございますが、基本的にはその重点テーマが違うところで、お互い特色を出してやっていきたいというような話での仕組みになっています。

平山委員長 山本委員。

山本委員 テーマが違うということで、保健や福祉や医療は八溝山でやるし、那須地域のほうは観光とか環境とか交通という、でもこれ少なくとも八溝山を見ても入っていないくはないですよ。そうすると、施策として進めていくときに、片方は大田原が中心となる、この八溝山の場合、片方は那須塩原市が中心となる、名前を忘れまして、那須地区のものがあるというのが、連携してやっていければともうまくいくと思うんですが、その辺のところはどんなふうな調整をしてやっていくことになるのでしょうか。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 今後の中での要は向こうの中心市である大田原市とこちらの中心市である那須塩原市の調整ということになるわけですが、今現

在、八溝山定住自立圏の中で想定している事業の中で、八溝でやるよりも那須地域でやったほうが効率的、効果的な事業というものもございます。それについては今お話ししたように、今後、中心市同士で調整しながら那須地域でやったほうがいいものは那須地域のほうへ主体を変えると、そんなような調整を今後作業の中で進めていきたいというふうに考えています。

平山委員長 山本委員。

山本委員 この八溝山に関しては期間が5年間だというふうな説明があって、今回の最後の日に18日に宣言を行うんだということなんです、そうすると5年をめぐりにここに書いてあるいろいろな施策は一定の何かが出てきてというような目標でやっていくということによろしいですか。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 一応、この後、ビジョンという計画をつくってくわけなんですけれども、その中でそれぞれの連携事業について具体的にしていくという話になっているんですが、原則そのビジョンの計画期間については5年間ということになっていますので、5年間の中で所期の目的を達成できるように事業展開していくと、連携事業を推進していくというような話になると思います。

山本委員 結構です。

平山委員長 私から。

鈴木副委員長 委員長。

平山委員長 今の八溝山の件で、甲が大田原で乙が那須塩原市を中心としたあれなんですけれども、甲だけでやる事業ということも乙が加わるとは限らないのもあるということですか。

鈴木副委員長 課長。

藤田企画情報課長 それについては、大田原市だけでやる事業はございません。必ず大田原市とどこか構成市というようなところで、最低2市町で

やる。連携事業というようなことなものですから、単独事業でなくて、あくまでも連携する事業というようなことのもので、最低でも2自治体、中心市とも一つというようなところでの事業展開だということでございます。

〔「ありがとうございました。わかりました」と言う人あり〕

平山委員長 副委員長。

鈴木副委員長 今議会最後に宣言するのは、八溝山じゃなくて、那須塩原市の中心市、甲となったから宣言ですよ。

藤田企画情報課長 おっしゃるとおりです。

鈴木副委員長 今、ちょっとはるひ委員もちょっと違いがあるかなと思うんですけども。それで甲と乙では立場が違うんですけども、まず甲のメリットと乙のメリット、要するに3,000万円とか1,000万円の話を確認のために言っていて、基本的には事業をやる上では、国が補助をくれるだけであって、総務省からもらえる資金が年間継続的に5年間もらえるかというのがちょっと私そこがよくわからないんですけども、そこに何かの事業の整備をするときに予算が2市でやる3市でやる時にかかるものがあると、その財源というのは単費でやるのか、またそれはそれで国の方針で別なところからもらえるのか、そのあたりの細かい説明をいただけますか。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 メリットということになりますと、私どもの部長のほうも議会の中でご答弁申し上げましたが、まず総務省のほうから総括的財政措置というような財政的措置ということで、中心市には4,000万円、基本額ですね。それで周辺市には1,000万というようなところでの財政支援措置があります。これは特別交付税で算入されるということでございます。

あともう一つは、今委員がおっしゃられたとおり、例えば道路を整備しますよといったときに、通常ですとやはり優先順位があるんだと思います。事業の筋がいいとか悪いとかというようなところでのふるいがかげられるんですけども、そういう中で要は定住自立圏の中の連携事業だということになりますと、採択の優先順位が高まるというようなところでそういうメリットもあると。補助事業が使いやすくなるというようなメリットもあるというようなことでございます。

平山委員長 よろしいですか。

鈴木副委員長 はい、以上です。

平山委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

平山委員長 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論を許します。

討論ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論はないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第108号 八溝山周辺地域定住自立圏の形成に関する協定の締結については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第108号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第109号の上程、説明、

質疑、討論、採決

平山委員長 次に、議案第109号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

お願いいたします。

藤田企画情報課長 （議案第109号について説明。）

平山委員長 ありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたしたいと思います。

山本委員。

山本委員 1点のみ、元気アップデイサービスは市内いろいろなところで行われていると思うんですが、指定管理者に選定されたシルバー人材センターは、市内のほかでも元気アップデイの運営にかかわっているんですか。

平山委員長 課長、お願いします。

藤田企画情報課長 委員ご指摘のとおり、元気アップデイサービスセンターは、塩原以外にさくら、はつらつ、しまかたと3カ所ございます。こちらの3カ所は一括して公募をかけたという経過がございますので、こちらの管理につきましてはシルバー人材センターがやっているというような実態でございます。

山本委員 了解です。

平山委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論はないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第109号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第109号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 それでは、ここで予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

お願いいたします。

藤田企画情報課長 （議案第79号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたしたいと思います。

質疑ございませんか。

鈴木副委員長。

鈴木副委員長 原資で決まったわけなんですけれども、これを当てにしている事業というのは何か今ございますか。

平山委員長 課長、お願いします。

藤田企画情報課長 現在、解体しなくちゃならない事業というものがございます。何かといいますと、黒磯清掃センター、塩原クリーンセンター、そして塩原文化会館、これらが大きなものとしてございます。これらだけをざっと見積もった限りでも10億近い金になってしまうというようなことでございます。

生産性のない話なんで、先送り先送りということになっていたんですが、こういうものも早く解体して更地にして別の利用をするあるいは処分をするというようなところをしないと、有効活用

につながらないというようなことから、今回基金をお願いしてこういうものを処分していきたいというふうに考えているところです。

平山委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 先ほどこっちは3億ですよ。こっちは10億で賄い切れないんですけれども、これそうするとそれが終わった、それを充当していくと、その時点で枯渇して、こういう状況にもなくなるというような予定でしょうか。

平山委員長 お願いします。

藤田企画情報課長 こちらについては、実際に基金の充当は平成27年度からを予定しています。したがって、もう一回、25年度の繰り越しの状況あるいは26年度の繰り越しの状況を見ながら、こちらの基金に積み増しをしていただくように財政当局のほうと詰めていきたいというふうに思っています。

平山委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 これは今回できた基金ですけれども、この基金条例のもとに有効期限はたしか今なかったと思うんですけれども、繰り返ししながら、財政調整基金とかそういうところから出すのではなくて、そういった方向のものに対してある程度プールして、これを資金にしながら、これをベースにしながら、今言ったようなものを解体とか修繕とかしていくんですよという趣旨の条例なんだけれども、そういう使い方をしていくんですね。これがなくても予備費にしたまま充当していくことはできると思うんですけれども、これがたまたま入ったからこういう基金にしたのかなと思ったんですけれども、そうすると今の話ですとある程度経常的にこれをうまく使いながらいくということに、今までなくてやっていたことをたまたま入ったお金を基金にして、なくなったら終わりにするのかと今思って質問したんですが、そ

うじゃなくて予備費をここに充当させながら解体とか維持していくものの事業の安定化ですか、財政安定化を図るためにこのやり方を続けていくという考えでよろしいんですか。

平山委員長 課長、お願いします。

藤田企画情報課長 今委員おっしゃるとおりの考え方で、この基金をうまく使いながら、要は財政的な部分の平準化を図って行って、当初予定したとおりの計画でもって物事を処理していきたい。解体をしたりだとか、統廃合をしていきたいと、そういうような考え方で。

平山委員長 副委員長。

鈴木副委員長 そうすると、そういうものが予定されると、この基金にある程度プールしながらやってくという今までとは違うやり方を那須塩原市は当面の間やっていくというふうに切りかえたということになりますね。これ結構大きい役割があると思うんですよ。

平山委員長 課長、お願いします。

藤田企画情報課長 今までのやり方正直申しますと、要は場当たりのところが若干ありました。あと加えまして、どうしても解体とかという話は、生産性が伴っていかないものですから、予算査定あるいは実施計画の査定の中で後年度送りというようにされてきたところがありますので、まずは財源をきちっと確保したい。その財源に基づいてきちっとアセットメントマネジメント計画を立てて、それをしっかりと執行していくための原資にしたいという考え方のもとに基金をお願いしたということでございます。

平山委員長 よろしいですか。

鈴木副委員長 わかりました。了解です。

平山委員長 ほかに質疑ございませんか。

玉野委員。

玉野委員 今のお話からすると、これはまさにこ

れからまさに基金を継続していくということが必要になると思いますけれども、いかがですか。

平山委員長 課長、お願いします。

藤田企画情報課長 おっしゃるとおりだと思います。

平山委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 これは考え方がすごく健全的で建設的でいいと思ったんですけども、逆にそんないいことは今までは出ていなくて、たまたま元気アップでしたか、何か今きっかけを聞いたんですが、すごくいい話であるんで、今まで考えていたんだけれども、やっとできましたというんだとおさらいいなと思ったんですが、たまたまできた基金がすごく将来性のある話につながったので、こちら辺のところ何か1つだけコメントお願いします。

平山委員長 課長、お願いします。

藤田企画情報課長 私の説明が不足したところあるんですが、ただいま市有財産の有効活用に関する基本方針、市としてのそういうものをつくっています。それをつくって、それに基づいた財産の処分を実効性のあるものにして担保していきたいというようなところのために、要は今回の基金をつくったということもあります。基本方針をつくったことを一つの動機づけとしてこの基金をつくったということもあるということでございます。

平山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許したいと思います。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論はないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補

正予算（第8号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第79号につきましては原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次に次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。ありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

平山委員長 企画情報課の皆様からは、その他で何かございますか。

〔「ないです」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、ないようですので、これで企画部の審査を終了いたしたいと思います。

ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時37分

平山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

西那須野支所の審査

平山委員長 ここからは西那須野支所の審査とな

ります。よろしくお願いいたします。

審査に先立ちまして、玉木支所長からご挨拶いただきたいと思います。

玉木西那須野支所長（挨拶。）

平山委員長 ありがとうございました。

総務税務課の審査

平山委員長 それでは、西那須野総務税務課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いしたいと思います。

今回、総務税務課については、常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 それでは、議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

沼野井総務税務課長（議案第79号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

鈴木委員。

鈴木副委員長 予算がある中でこの冬タイヤというのは補正で出すものなんですか。それだけ。

平山委員長 お願いします。

沼野井総務税務課長 今回この車が8年を経過し

ているということで、スタッドレスタイヤが摩耗
ということで補正という形で出ささせていただいた
わけなんですけれども、当初予算の中で漏れていた
ということでございます。

以上です。

平山委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 ある程度予算枠があって、非常時
のためにとってある予備費というか、というのは
あるんだと思うんですけれども、そういうところ
からじゃなくてこういう補正で出すものですね。

平山委員長 お願いします。

沼野井総務税務課長 予備費といいましても、総
務税務課で持っているわけではございませんので、
こういうものにつきましては基本的には補正で提
出すると、こういう形になります。

鈴木副委員長 了解です。

平山委員長 よろしいですか。

そのほか質問ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質
疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論はないようですので、討論を終
結し、採決いたします。

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補
正予算(第8号)は、原案のとおり可決すべきも
のことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第79号につきましては原案のと
おり可決すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次第にはございませんが、その他で
委員の皆様から何かございますか。

鈴木副委員長。

鈴木副委員長 (支所の道路維持管理費につ
いて)

平山委員長 総務税務課の皆様からは、その
他で何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

平山委員長 藤村委員。

藤村委員 (窓口向上サービスサービス検討委員
会について)

平山委員長 よろしいですか。

ないようですので、総務税務課の審査を終了し
たいと思います。

大変お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といた
します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

平山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を
開きたいと思います。

産業観光建設課の審査

平山委員長 それでは、産業観光建設課の審査に
入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、
できるだけ簡略をお願いいたします。

今回、産業観光建設課につきましては、常任委
員会に対する付託案件がありませんので、予算審

査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

関谷産業観光建設課長（議案第79号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

山本委員。

山本委員 ただいま光熱水費の電気料については、例年どおりで使っていて不足ということなんです。274万はかなり大きいような気がするんですが、これの理由を説明いただければと思います。

平山委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 去年の額、前年比の額とことしの月ごとの額につきまして使用料の比率計算をしまして何%の増という形でやっているんですけれども、現実的には細かい数字でいうと動力等に関しては昨年がキロ当たり21円、ことしが31円ということで、請求が来るのを比較すると増額になっていまして、小さいものについても道路照明、低圧については2円ぐらいでございますが、全体的には道路照明は約420本ぐらいございますので、それらの本数に係る電気料ということで、額は小さくても、特にこれから冬場になると照明時間も長くなるということで、夏場に比べて電気料が毎年増加になっていきますので、その辺を計算しますと274万1,000円が3月までに不足すると見

込まれますので、補正をお願いするものでございます。

平山委員長 山本委員。

山本委員 私は余り道路のこと詳しくないんですが、ここの道路管理費の中で多分101事業、これ本庁の分だと思いますね。102が西那須野で103が塩原の支所の分だと思うんですが、どこの光熱水費で、一番下はないですね。本庁の分が35万7,000円と書いてあるんですよ。非常に素人考えで申しわけないんですが、桁が1つ違うものですから、何か特に西那須野がことしの最初、当初予算を少なく見積もり過ぎたのかあるいはどういう理由なのかなと思ってお尋ねをしたんですが。

平山委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 光熱水費の電気料につきましては、過去3年間の平均的な形で毎年要求させていただいているものでございます。黒磯の道路照明がどのくらいあるかちょっとわからないんですけれども、西那須野については道路照明のほかにはぼっぼ通りとか、専用歩道がありますので、それに道路照明灯がありますので、照明の数も結構多いのではないかなというふうに考えているんですけれども。

平山委員長 課長補佐。

阿見産業観光建設課長補佐兼農林係長 うちのほうで把握している道路照明の数は421灯ということですね。それと先ほど課長のほうから説明がありましたように、予算要求に当たっては、平成25年度予算は平成21年、22年、23年の3カ年平均ということで、この平均が673万3,750円と、それに対して予算要求のときに、東電さんのほうから示されたといいますか、ホームページに載っている数値ですけれども、8.46%の平均値上げだよということで、それを掛けて要求させていただきました。

ちなみに平成24年、昨年10月から値上げになった料金、半年間あるわけですが、昨年の実績が834万6,164円なんですね。下半期だけの分だけを見ますと470万ほどかかっています。これを単純に倍にすることによって、約940万、年間かかるであろうと。若干50万ぐらい今回補正で多くなるかとは思いますが、もろもろの事案がございますので、そういった部分で今回274万ほど要求させていただいたということになります。

平山委員長 山本委員。

山本委員 それはわかりました。

そうすると、黒磯と比べるのもいけない話かもしれないんですが、そういう見積もりとか見込みの計算の仕方は多分黒磯でも西那須野でも同じなんだろうと思うんですが、逆に言うと黒磯の分が何でこんなに少なく済んだのかということについては黒磯で聞いてみたいと思います。ありがとうございます。

平山委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 電気代の高騰についてなんですけれども、どこで聞いても大丈夫なのかと思うんですが、電気代は今まで単価幾らだったのが、ことしから幾らになったか、もう一度ちょっと教えていただけますか。見積もったときに対して今、上がったと。じゃなければ、去年と比べて、感じたのは675万が平均だとおっしゃっていたんですね、3カ年の平均、それに対して電気代のアップ料、何割上がったか、5割ぐらい上がっている感じですよ。金額も当然同じように灯数とは関係なく上がれば電気代も上がるだろうというところですけども、家庭の電気だって何割と、5割、市が払う電気代の上がり方がそんなに上がるのかなと思うんですけども。

平山委員長 課長。

阿見産業観光建設課長補佐兼農林係長 東電さん

のホームページのほうに8.46%というふうには書いてあるんですが、我々の前の総務税務課のほうでも光熱水費について補正を上げているかと思うんですけども、昨年値上げのときに総務税務課さんのほうに個別に来た通知では、平均で那須塩原市の西那須野支所のほうで使っているものでは14.6%上がりますというようなお知らせが来たということなんですね。残念ながらちょっとうちのほうで、産業観光建設課のほうでそういった通知が来ていたのかどうかというのは、担当のほうも覚えていないということなんですけれども、そういうことで一概に値上げ何%というふうにはうちのほうでは言えないと。

ただ、昨年4月とことし4月でいわゆる公衆街路灯ではなくて、従量電灯はこれほど。跨線橋、これの単価といいますが、使用電力量と電気料を見ますと、ことしについては約30円、去年は21円ぐらいだったのかなというふうには。

それとそのほかに燃料の高騰分みたいなものも転嫁されているような話で。

〔「このほかに」と言う人あり〕

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 今電気代の話をしているけれども、燃料の転嫁代は、電気代はほかにまだ何かつくんですか。電気料の高騰で電気代が21円から30円に上がっていると。

阿見産業観光建設課長補佐兼農林係長 いや、そのほかにそういったものが幾つか加算されているような話を聞いているところなんで。

鈴木副委員長 電気代というのは、

君島委員 火力発電に切りかえをしているので、火力発電の燃料代も電気料に加算されているの。

鈴木副委員長 それならいいですよ。21円から31円に上がった理由はそれでしょう。そのほかにと言ったから。

君島委員 通常の値上がり分のほかに燃料代というのも加算されています。

鈴木副委員長 電気代はあくまで市は東電と話をするのでしょうから、ここはただその請求を受けているだけですか。

阿見産業観光建設課長補佐兼農林係長 うちのほうは、街路関係なので、総務とは別契約になっております。総務税務のほうは庁舎管理の電気ですね。

鈴木副委員長 これは執行部の話はわかりました。ある意味、東電の値上げは、家庭に対しては緩いけれども、行政に対しては酷な上げ方をして、電気代が相当高騰しているというのは、これ社会的にも、これで消費税も上がってくるでしょう。それを感じ取ったわけですよ。これは世の中厳しくなるんじゃないかなと思って、それだけです。

平山委員長 ほかに質疑ございませんか。

君島委員。

君島委員 これ補正のものだけ見せてもらうと、西那須野支所ではこれ作業班を持っているんですか。

平山委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 一応作業員さんと運転手さん、合わせて4名いますので、自分らでできる修繕については自分らでやるという形なんで、直接やっています。

平山委員長 君島委員。

君島委員 その方、作業班の人は道路清掃等というのは一部はやるんでしょうけれども、ただ今回補正で上がって、減額ですけれども、補正予算のほうで計上されている道路清掃というのを委託に上げているというのは、全部は作業班だけで賄い切れないよということなんで、委託をかけているということですよ。

平山委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 清掃の部分というのは、機械でやる清掃の委託料であって、直接ごみを拾って捨てるという機械じゃないとできない部分とかそういうのは委託ですので、どちらかということし委託料が減額になったのは毎年街路樹の苦情がかなり多いんですね。その剪定をやっていたんですけども、その部分がある程度、ことしは例年より少なかったんで、冬場になったんでもう剪定等は余の見込みができたんで、その部分直接現業のほうにやってもらう道路材とか砕石がことしは不足する見込みがあるということなので、そっちに組み替えさせていただきたい、そういう考え方で組み替えをお願いするものでございます。

当然あと修繕費につきましても直営じゃなかなかできない道路修繕等については業者に頼まなくちゃならないんで、それもちょっとことしはこのままいくと不足するということなので、今言った委託料と機械の借り上げと庁用器具代はことしは少し余るんであろうというもので、それを組み替えて3月までの道路維持をやりたいということで、組み替えをお願いするものでございます。

君島委員 はい、わかりました。

平山委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

鈴木副委員長。

鈴木副委員長 先ほどこちらで聞けばよかったですけれども、道路補修とかの予算は130、半端が聞こえなかったんですけども、130、まず幾らでしたか。

平山委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 130万です。

平山委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 それは勘違いしている人、頭から整理していったほうがいいんですけど。年間その予算の中でやりくりしなさいというのか、130万

以内であれば何本も出せるのか、どういうことになりますか。

平山委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 当然、130万以内であれば支所決裁で修繕は出せるということ。ですから、何本でも当然、そういう要望があって予算があれば、それは出せるということです。

平山委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 全体は幾らまでありますか。最大130万なんだろうが、使える全体の支所で使える総予算は幾らですか。

平山委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 現在2,830万。

鈴木副委員長 今委員から指摘があったんですけども、その他で聞けば良かったんですけども、ただ流れていいですよ。許してください。

平山委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 あとどのくらい残っていますか。

平山委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 あと370万です。

鈴木副委員長 すみません、他の皆さん失礼しました。

平山委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論はないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第79号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、産業観光建設課のほうからはございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 これで西那須野支所の審査は終了となります。

大変お疲れさまでした。

午前中の審査はこれで終了いたします。

昼食のため、休憩といたします。午後1時より再開します。

休憩 午前11時05分

再開 午後 1時00分

平山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

塩原支所の審査

平山委員長 ここからは塩原支所の審査となります。

審査に先立ちまして、渡邊支所長からご挨拶いただきたいと思います。

渡邊塩原支所長 (挨拶。)

平山委員長 ありがとうございます。

総務福祉課の審査

平山委員長 それでは、総務福祉課の審査に入りたいと思います。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

今回、総務税務課については、常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 それでは、議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

お願いします。

郡司総務福祉課長（議案第79号について説明。）

平山委員長 説明が終わりましたので、ここで質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、討論はないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補

正予算（第8号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第79号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 総務福祉課の皆さんのほうから、その他で何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それではないので、総務福祉課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

暫時休憩いたしまして、今度産業観光のほうにはいりたいと思いますけれども、退席しますが、このままで。

〔「このままで終わると思いますから」と言う人あり〕

産業観光建設課の審査

平山委員長 続きまして、産業観光課のほうの審査に入りたいと思います。

執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

今回、産業観光建設課につきましては、常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を

行います。

議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

お願いします。

印南産業観光建設課長 (議案第79号について説明。)

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、ここで質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 私から。

鈴木副委員長 かわりまして、委員長。

平山委員長 簡単なことで申しわけないんですけども、1003事業のからくり時計なんですけれども、これはよく私わからないんですけども、光熱水費、電気、上下水道とあるんですけども、電気で動くのはわかるんですけども、水道は。すみません。申しわけありません。

鈴木副委員長 課長。

印南産業観光建設課長 アグリパル塩原の国道の対岸というんですか、そこにございます、からくり時計でございます。時計機能だけじゃなくて、その手前に池の部分がございます。そこが今、休止している状態でありまして、水を循環して池の状態を保っております。そういったことで水道の使用料が発生しているということでございます。

鈴木副委員長 委員長。

平山委員長 噴水が何かなんですか。

鈴木副委員長 課長。

印南産業観光建設課長 はい。

鈴木副委員長 委員長。

平山委員長 ごめんなさい。見たことないです。

鈴木副委員長 課長。

印南産業観光建設課長 今動かしていないものですから。

鈴木副委員長 委員長。

平山委員長 これはずっと使わないんですか、これから。

鈴木副委員長 課長。

印南産業観光建設課長 来年以降の話になってしまうんですけども、現在機械、時計そのものもかなり老朽化しているという中で、施設のあり方の中で一応来年度については休止の状態を持っています。いきたくないような考え方を持っております。

ですから、来年度については維持管理費について計上しない方向で今動いております。仮に需要があった場合には再度動かすような体制でいきたいというふうに考えております。

鈴木副委員長 委員長。

平山委員長 そのからくり時計自体をお休みさせていこうと。

鈴木副委員長 課長。

印南産業観光建設課長 はい。したがって、水道、池の部分も枯れ池にしちゃうと。

平山委員長 そのほか質疑ございませんか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、討論はないようですので、

討論を終結し、採決いたします。

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第79号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。ありませんか。

藤村委員。

藤村委員 (からくり時計について)

平山委員長 産業観光建設課の皆さんのほうから、その他で何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

平山委員長 ではないようですので、産業観光建設課の審査を終了いたします。

これで塩原支所の審査は全て終了となります。大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

遠いところご苦労さまです。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時13分

平山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部の審査

平山委員長 ここから総務部の審査に入ります。

初めに、成瀬部長からご挨拶をお願いいたします。

成瀬総務部長 (挨拶。)

平山委員長 ありがとうございました。

総務課の審査

平山委員長 それでは、総務課の審査に入りたいと思います。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略に、また着座にてお願いいたします。

議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 それでは初めに、議案第89号 那須塩原市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

お願いいたします。

伴内総務課長 (議案第89号について説明。)

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑等、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、討論はないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第89号 那須塩原市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第110号の上程、説明、
質疑、討論、採決

平山委員長 次に、議案第110号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

よろしくお願いします。

伴内総務課長（議案第110号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。質疑、ご意見等をお受けいたします。質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、討論はないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第110号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第110号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号の上程、説明、
質疑、討論、採決

平山委員長 それではここで予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

お願いします。

伴内総務課長（議案第79号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

山本委員。

山本委員 今の5ページの郵便の通信料の話なんですけど、必要だから足りなくなったんだと思うんですけどね。例えば細かいことかというと、議会などでいつか言ったんですが、来ているのに郵送で返事を出さないみたいなの、総務課でもないですよ、税務課でもないですけども、来ることがあるんですね。その辺も細かいことかもしれませんが、ここにいるんだったら議会事務局で取りまとめをして、80円要らないというようなこともあるし、あとは今郵便を全部使っているんですけど、ほかの安いのを使っている市町村もあるんですけども、その辺についての見解というか、どんなふうになっているのかについてお尋ねします。

平山委員長 お願いします。

伴内総務課長 ただいまのご質疑でございますが、

まず1点目の特に職員関係であるとか、議員の皆様について改めて郵送料を使わずにお配りするという方法が現実にございます。これまでに於いて職員なんかは郵送せずに直接担当課のほうに渡すとか、そういうような取り組みも現実には行われておりますが、まだ徹底されていないという部分も一部あるかと思っておりますので、今後その辺については調整し、できるだけ全庁的にそういった無駄を省くような取り組みを行っていただければと思っております。

それと、郵送料につきましては、少しでも経費のかからない郵送方法ということで、私どものほうでもいわゆるエルパックであるとか、クロネコさんですか、そういったところの郵便といいますか、配送の関係、そういったものもある程度活用はしております、年間の中で相当契約を結びながら郵便局さんでも少しでも安いものを利用するというようなことで、鋭意努力はしておりますが、なかなか効果としてあらわれていないというのも現実ですので、今後また一層内容は整理して、できるだけ経費削減に取り組んでいきたいというふうに思っております。

平山委員長 ありがとうございます。

そのほかないですか。

副委員長。

鈴木副委員長 ちょっと聞き逃したので、527万3,000円という金額は、具体的には何に使う予定になるんでしょう。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 基本的には市から市民の方を含めいろいろな郵送物があるかと思っております。例えば何々会議の委員さんに出す通知であるとか、基本的にはそういった公文書的なものの郵送関係、それが大半でございます。

平山委員長 副委員長。

鈴木副委員長 例年の見積もりに対してでしょうかけれども、この金額がふえた原因は何でしょうか。平山委員長 お願いします。

伴内総務課長 今回、当初予算の中で計上させていただいているものが1,000万強という形での郵送料を見ております。先ほども申し上げましたが、これまで大きな数多くの郵送を行っている課の分も含めて我々総務課で見ていたのが4,000万からなっていたわけなんです、そういった部分を多く郵送を使用する各課にもある程度、当初予算の段階で割り振ったんですが、その残りの部分として総務課で当初予算に計上したのが1,000万ということだったんですが、なかなか予算計上、きちっと整理できていなかったという部分もあるんですが、結果的には1,000万からの当初予算であったものですから、上半期の実質の郵送状況、そういったものと比較して500万からの不足が現時点で見込まれたということで、今回はお願いしたということでございます。

平山委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 毎年同じようなことをやっている経常経費だと思うんですよ、郵送、郵便料というのは。先ほどだと伸び率が物すごいですよ、今の説明ですと。だから、その伸びた原因は何かということ聞いたので、今の説明だと各課に割り振ってなくなっちゃったのでふやしたいということだと思うんですけども、そうじゃなくてなぜ補正、これだけの。例えば1億予算をとっていた中で500万ならいいんですけども、今の話だとおさらパーセンテージでいうと何割なんだろう、かなり高いと思うんですよ。その原因をお願いしたいと思います。

平山委員長 お願いします。

伴内総務課長 確かに伸び率からすると相当な率になるかということで、私どもも理解をしている

ところなんです、当初見込んでいた見込みの一部、甘さというものがあるかなというふうに思っております。本来であれば必要となる例えば今回1,500万がトータルで必要となるということであれば1,500万の当初予算の計上というのが本来の形かとは思いますが、そこまでかからないであろうという見込みの中で当初のほうで計上し、実際に半年間運用した中では相当数の郵送料が発生してしまったという結果で、今回補正をお願いしているということでございます。

平山委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 もしかすると、去年は減らしていたかもしれない部分なんですけれども、おとしの結局決算とことしの決算であると思うんですね。今年度はそうすると幾らになりそうですか、3カ年の推移、実数でわかりますか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 決算のほう、ちょっと手元にありませんが、当初予算の中で。

鈴木副委員長 前年とか前々年度と比べてみないと、削減して足りなくなったというのなら問題ないんですけれども、毎年例えば5,000万、5,000万できて、ことし500万ふえちゃったのかなと、ふえた割合がどれぐらいかによってはやむを得ないかなと思うんですけれども。

平山委員長 お願いします。

伴内総務課長 ちょっと細かい話になりますが、23年度、4,100万ほど予算を計上しておりました。24年度も同じような形の予算計上でございます。先ほども申し上げましたが、例えば収税課ですと、年間やはり四、五百万の郵送料がかかっております。そのほかに健康増進課でも500万からの郵送料がかかっております。そういったものはこれまで総務課で一括予算で計上していたということなんです、そういったものを今年度はそれぞれの

所管に割り振って、必要額をそれぞれの課が予算計上をしたという流れがありまして、そういったものと過去の予算等の実績、それを各課の必要額を差し引いて、残ったものを今回総務課のほうで予算計上したというような流れがございます。

ただし、年々郵送業務についても軽費削減には努めておりますけれども、業務の量によっては多少なりとも多くなる時期があるということで、結果的に今回各課に割り振った残りの分を経常的に予算計上したんですが、最終的には現時点で不足が見込まれてきたということでの補正のお願いということでございます。

平山委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 補正のふえた理由はわかりました。そうすると、各課に割り振ったということだと思うんですけれども、各課で自主的に判断できるようにしているのかなと思うんですが、見積もりを。トータルでそういう形式を変えたことによって見方が甘くなって、最終的に決算時期にふえたりしないように、それは今の段階ではわからないんですけれども、今回補正ですから、ふえた原因はわかりました。

平山委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

平山委員長 そのほか質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようなので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 それでは、討論はないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第79号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次に、次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

玉野委員。

玉野委員（郵送料について）

平山委員長 総務課の皆様からその他で何かございますか。

お願いします。

伴内総務課長 補正予算と関連するものでございますが、お手元に12月補正案、職員給与費の予算内訳という1枚の資料をお配りさせていただいております。

例年12月議会において補正予算をお願いし、職員給与費の調整を行っているというのが現実でございます。

縦長のA4、1枚の表でございます。一般会計、特別会計、企業会計それぞれ款ごとに給料、手当、共済費、退職手当、合計というような形の整理をしたものでございまして、裏面の全体合計というのが一番下に書いてあるかと思えます。そちらで概略ご説明を申し上げます。

全体の合計ということで、職員数につきましては、補正前が801名から補正後が800名ということで1名減となっております。

まず、給料につきましては1億9,031万5,000円の減ということで、大きく減となっておりますが、こちらにつきましては7月の給与減額等の措置に伴いまして、大きく減になっているというのが現

状でございます。

手当等につきましては、5,917万5,000円の増ということで、こちらにつきましては扶養手当であるとか、住居手当、子ども手当等、また時間外手当、それぞれを見込んだ結果でございます。

共済費につきましては、6,817万9,000円の減ということで、これは給料との連動があるものから、どうしてもこちらと同じように減になるというような傾向でございます。

そういった全体の中で一番右下の合計でございますが、補正前が65億9,220万3,000円に対し2億297万2,000円の減額補正ということで、補正後が63億8,923万1,000円ということで、人件費各款一般会計、特別会計それぞれ関連するものについて総務課のほうで整理調整をしたものでございます。

以上です。

平山委員長 ありがとうございます。

山本委員。

山本委員 今の説明のことなんですけれども、手当がふえている件に関して、多分ふえているのは扶養手当と時間外手当と寒冷地手当と特殊勤務手当が少しふえているみたいなんです、時間外手当については、今年度は例年に比べてどんな感じなんですか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 時間外につきましては、上期の中である程度集計は毎月やっておりますが、前年度と比較しまして数%伸びているというのが現状でございます。そういったものも加味しながら、今回通年の中で積算をした結果、実質的には今回見ているのが7,900万ほど補正の中の積み上げということで時間外を計上させていただければということでございます。

以上です。

平山委員長 山本委員。

山本委員 時間外手当がふえているのが、那須塩原市は結構多いような気がするんですけども、その中にはしていない人もいるし、多分差があるんだと思うんですが、時間外がふえているのは、つまり人が足りなくて仕事がふえているのかあるいはどんな原因だと考えられているわけですか。

平山委員長 伴内総務課長。

伴内総務課長 ただいまのご質問ですが、1つの要因としてはやはり業務がふえているという、いわゆる権限移譲も含めてこれまでなかったような業務が新たにふえたというものがまず大きな要因かというふうに考えております。

あわせて職員数というものも定員適正化計画の中で毎年ある程度の人員を削減しているということも現実にございますので、トータル的に業務がふえ、職員数の減等もかみ合いながら、結果的には時間外の中である程度対応しているというのが現実のものかなというふうには判断しております。

平山委員長 山本委員。

山本委員 一般的に人間が仕事をするのは、別にここはワタミみたいなことはあり得ないと思うんですけども、やはり休むときは休まなきゃいけないし、続けて朝8時半から、時々ここに私は来るんですけども、10時になっても消えない、11時になっても消えない、12時になると大体消えるんですけども、そういう現状を場所によって違う。見てみると、消えないということは、仕事をしている人がいるんだろうと思うんですね。課によっては仕方がない時期もあるとは思いますが、何かほとんど10時になって消えていることがないような気がします。

そういう中で人が減らされて、人が少なくなっていく、だんだん減っていく。それから仕事はふえていく、そういう現実はわかりますし、どこのところが適正な仕事量か、時間の量かわからない

んですけども、疲労が出れば仕事を間違えるということもありますし、そういうことをやはり今後考えていかなければいけないところだと思うんですね。じゃ臨時をふやせばいいのかということでもないと思うんですね。とても臨時でできるような仕事ばかりではないというようなことをいつも思うんですが、そういうことに対して何でもかんでも人を減らせばいいというものでもないし、どんなふうに那須塩原市は人事で考えているんですか、ちょっと聞いてみたい。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 市としましては、平成19年につくった職員があるべき姿に関する計画の中で、要はスペシャリストをつくっていこうと、少しでも職員の資質を上げて頑張っていこうというような一つの方向の中で、やはり研修等も計画的に実施をしておりますし、そういった中で少しでもスキルアップをしながら業務の処理能力を高めていきたいというような基本的な人材育成の考え方をもとに適正配置、適材適所という一つの考え方をもとに各課それぞれ人事異動も含めて行っております。

そういった中で、どうしても業務的に業務量がふえてしまったりとか、そういったところがあります。また、特に超過勤務がふえて、相当数の時間、例えば自治法なんかでも地方公務員法とかでも60時間を超えるとか、そういった部署が出てきた場合については、総務のほうから担当課のほうに行って、その実態を説明受けた上で、少しでも改善するようにお願いする、その課の中での職員の配置の方法も一つあるかと思えますので、そういったものも含めて総体的には超過勤務を減らす努力をしていただく、あわせて育成の面では研修等も含めて少しでもスキルアップできる職員をつくるように進めていっているということをございます、結果としてなかなか数字等に結びついていないと

というのが現実にございますので、今後その辺についても鋭意努力していきたいというふうには考えています。

平山委員長 山本委員。

山本委員 その他ということなので、あれなんです。先ほど職員のスキルアップをするということで、人材育成、つまり研修が必要だということをおっしゃっているんだと思うんですが、ぜひ他の業務がふえてるということは、仕事も複雑になっているんでしょうし、今までの実績だけでできないものも国のシステムが変われば出てくると思うので、外に出れば全て研修になるかということではないと思うんですが、やはり中だけではなくて、アカデミーとかいろいろほかにもありますよね。いろいろなところがあるので、ぜひ積極的に研修の体制をとっていただいて、これぞという人はやはりスキルアップをしていただくような体制を来年度の予算などでとっていただければというふうには私は希望します。そうすればもっと効率よく仕事ができるんじゃないかなと。

何でこういうことを聞いたかということ、今回一般質問のことでいろいろ聞きに行きましたら、わからないというふうに言うんですね。私もわからないというのならわかるんですけども、聞いている職員がわからないと、やはりそれはそういうふうであってはまずいんじゃないかなと。管理職にあっては、やはり初めてきても何してもある程度はわかっていたきたい。議員が聞いたことぐらいいはわかっていたきたいなということが多々ありまして、議場では言えませんが、この場で言わせていただいて、自分の担当の仕事のことぐらいいはきちっとわかってほしいなという気持ちがあったので、発言をしました。

以上です。

平山委員長 玉野委員。

玉野委員 人件費が少ないほうがいいかという風潮がずっと続いたところに、やはり公務員はという白い目で見られていたのがずっと全国あると思います。でも結果、町にお金落ちるとか、中には公務員さんの受け取るお金というのは、地元で落ちるといってお金がすごく大きいと思いますね。そういう流れの中でスキルアップを上げながら、市役所はいい仕事をしているな。人材は絶対必要だなという、公務員は減らしたほうがいいんだ、公務員は安いのがいいんだという風潮から逸脱しないと、結果市民生活もコストカットになっちゃうし、行政のほうもコストカットになっちゃうと思います。スキルアップというのは、ともども市民も行政も生活実態を上げるという方向に意識をどれだけつくり上げるかという方向に私は来ているんじゃないかと思うんですけども、その辺もこれからいろいろやっていければなと思いますけれども、私案ですけども。

平山委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

平山委員長 ほかにございませんか。

藤村委員。

藤村委員 基本的な質問で申しわけないんですけども、時間外手当の基準というか、よくわからないんですけども、定時以降のお仕事、あとは休日のお仕事なんですけれども、休日の例えば市の行事とかすごく多いと思うので、職員の方が休日にお仕事をされた場合は具体的にどのような処理になるのか、ちょっと教えていただいでよろしいでしょうか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 時間外勤務につきましては、通常の曜日でありますと、一般的に勤務時間終了から10時までについては、本人の時間給に割り戻したのに対して125%で積算して払っているという

のが一般的な時間外でございます。10時を過ぎて朝の5時までということで深夜勤務等になると、それが100分の150というような形で率が加算されるというような状況です。

それと、休日関係については100分の135ということで率を計算しております。ただ、基本的には振りかえ休日等の制度もっておりますので、8時間勤務をした場合には、7時間45分です。週休を通常の曜日で代休をとっていただくと。あと4時間の場合には半日とっていただくというような形で、本来休みの日に働いていただいた分については、同じように体を休めていただきたいというのが原則でございますが、とれないような場合にはもちろん時間外ということでの対応も現実にはしているというところです。

平山委員長 藤村委員。

藤村委員 確認なんですけれども、代休をとられたほうが時間外手当にするよりも経費はかからないということですね。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 はい。

藤村委員 わかりました。

平山委員長 よろしいですか。そのほかありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、ないようですので、総務課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

執行部入れかえのため、暫時休憩となります。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時50分

平山委員長 休憩前に引き続き会議を開きたいと

思います。

放射能対策課の審査

平山委員長 それでは、放射能対策課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略をお願いいたします。

今回、放射能対策課につきましては、常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算審査特別委員会第1分科会に切りかえて審査を行いたいと思います。

議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。執行部の説明を求めます。

どうぞ着座をお願いします。

では、よろしくをお願いします。

須藤放射能対策課長 (議案第79号について説明。)

平山委員長 ありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

山本委員。

山本委員 今回の通信運搬費なんですけど、もともとこの5地区は、ことし除染をする計画だったわけなので、その分の郵送費というのはあったんじゃないかと思うんですが、それが先送りになって、ホットスポット分だけを送るのにまた要するというのは、何がどうなっているんですか。

平山委員長 お願いします。

須藤放射能対策課長 今年度予定しておりました、先ほど委員がおっしゃられましたその2の地区になります。それにつきましては、マネジメント、それから除染合わせて一括の中で、業者のほうに委託の中で入っております。通信運搬費のほうには入っていません。現在、私どもで通信運搬費で持っているのは、事務所の電話代だけの予算なものですから、不足が生じるということで今回計上させていただきました。

山本委員 了解しました。

平山委員長 よろしいですか。

そのほかに質疑ございませんか。

藤村委員。

藤村委員 この放射能対策事業、除染のことについて質問しても大丈夫ですか。後ですか。

〔「その他」と言う人あり〕

藤村委員 その他ですか。じゃ、すみません。後にします。申しわけありません。

平山委員長 では、質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようなので、質疑を終了し、討論を許します。討論ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議のないものと認めます。

よって、議案第79号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

藤村委員。

藤村委員（除染作業について）

平山委員長 山本委員。

山本委員（除染作業について）

平山委員長 ありがとうございます。

その他で委員の皆様からございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、対策課の皆様の方でその他で何かございましたら。

須藤放射能対策課長 特にありません。

平山委員長 ありませんか。

じゃ、ないようですので、放射能対策課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

ここで、入れかえのため暫時休憩となります。

2時10分から、10分間休憩といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

平山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課の審査

平山委員長 それでは、財政課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡潔にお願いいたします。

議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 初めに、議案第87号 那須塩原市地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

どうぞ着座のままをお願いいたします。

八木澤財政課長（議案第87号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんか。

山本委員。

山本委員 これ何度もいろんなところで説明をされているんですけども、改めてもう一度聞きたいんですけども、まずその5億7,116万2,000円というものの根拠は、何か24年度のときに何かをした分の七十何%だとかという話だったんですが、まずそここのところの話が1つと、もう一つは、経済の活性化と雇用の創出ということで、この執行計画書の中にずっとこう入っていますよね。全てが何か物をつくる、建設をすとか、そういうものが全部入るんでしょうけれども、何でもあるというような、たくさんものがあるんですが、例えば使えないものというのが、じゃ、逆にどんなものなのか。何が使えるのかについてちょっと、私にもわかるように説明をしていただければ。すみません、私、本当にちょっと鈍いものですから、説明をお願いしたいと思います。

平山委員長 課長、お願いします。

八木澤財政課長 過日、総務部長のほうでも質疑の中でお答えをしているかと思うんですが、ち

よっと繰り返したくはなりませんけれども、ことしの1月11日に閣議決定されて、そういう交付金ができたとことでして、目的は、緊急経済対策をやる中においても、地方負担の軽減を図ってあげましょうということでしたんですね。その中で、じゃ、どういう事業をということの中で、本市においても急ぎですね、国から示されたメニューに従いまして要望を出したわけです。

そういう中で、一番大きいのが防災・安全交付金の部分で、それに該当するような事業をということで、私どものほうでは、その中では、都市公園の整備とか、あるいは市営住宅の改修、それから道路橋梁等のインフラの再構築ですね、こういったような関係のもので約4億700万ほど出しております。それから、大きなものでは、そのほか、水道の関係、ライフラインの機能強化というものが、中身のもののメニューがありますので、そちらのほうでも3億3,000万、4,000万ぐらいですかね、それも出しております。

また、農山漁村地域整備交付金というようなメニューもあるんですが、そういったところにも2,600万とか出しております、そういったもののトータルが7億8,000万からを提出というか、要望を国のほうに出しております。それに対して、財政力指数によって8割のところ、それから、1を超えているところは7割ということで、そういう中で本市は0.8ぐらいですので、73%ぐらいを掛けたもの、それが5億7,416万2,000円ということになるんです。それをいただけたということです。

もう一つ、その事業の充て先なんですけれども、これは補助事業と単独事業と2つに分けられますけれども、いずれにしても、建設地方債とかを発行するような事業、要するに借金をしてやるような大きな事業に充てられるということなんですね。

要は、そんなに大きなお金でなくて、自腹で全部できるなら、別に国のほうで負担しなくたっていいだろうという考え方もありますから、起債を起こす事業じゃないと対象にはなりません。

そういったところを、うちのほうは1,000万円以上という中で、そういう借金してやるような事業を拾い出してきたと、そういうことでございます。

説明は以上です。

平山委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 では、質疑がないようなので、質疑を終了し、討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第87号 那須塩原市地域の元気臨時交付金基金条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第87号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第93号の上程、説明、質

疑、討論、採決

平山委員長 次に、議案第93号 那須塩原市税外収入金に係る延滞金徴収に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

お願いいたします。

八木澤財政課長（議案第93号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第93号 那須塩原市税外収入金に係る延滞金徴収に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 では、異議がないものと認めます。

よって、議案第93号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 それでは、ここで予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

よろしくお願いします。

八木澤財政課長（議案第79号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑、ご意見等をお受けいたします。

伊藤委員。

伊藤委員 地域の元気臨時交付金なんですけど、これ補助金ということではいろんな事業に出しているんですけど、例えば9の1の4の10の消防コミュニティセンター整備事業に充当とか、これ54万5,000円とか、金額的に、そのずっと下を見てもですね、金額的に低いんですけど、これ42万5,000円とか25万とか。これは補助金としてもとのやつがあって、それに足すからその金額でよろしいんですか。

平山委員長 課長、お願いします。

八木澤財政課長 金額、これはですね、小さく見えるんですけど、例えば1億の事業をやるとしますよね。そうすると、例えば補助事業だと5,000万ぐらいが半分国から補助が来て、そうすると、あと5,000万残りますよね。それに対して合併特例債とかを借りると。これ全部借りないとだめなんです。そうすると、借りると95%まで借りられるんですよ。そうすると、五九、四十五だから4,500万円が借金できますよね。そうすると残り500万ですよ。そうすると、金を借りるとして500万円の元気臨時交付金があれば、1億円の仕事ができる、そういうようなことになるんですけど、この金額、ちょっと小さいようですけども、この事業費自体は結構大きくなっているはずなんです。

伊藤委員 そうですか、はい。

八木澤財政課長 一応30事業で、これ3億2,000万ぐらいという、先ほど言いましたけれども、この事業費トータルは35億円近い事業費になります。

これはあくまでも一般財源と置きかえた部分なんです。そういうふうな形になります。

平山委員長 よろしいですか。

伊藤委員 はい。

平山委員長 そのほか。

山本委員。

山本委員 今の続きなんですけど、つまりこれは、ここに一般財源で出そうとしていたものをこの元気交付金が出たので、そこに置きかえたと。でも、ここにある事業はみんなそのほかに市が借金をして、しないとできないものなんですよ。さっき建設債ということが。だから、これ足すと32億になったとしても、全体のトータルの事業費というのは35億ではないんですよ。もっとたくさん...

八木澤財政課長 35億です。

山本委員 35億。ということは、3億は借金、つまり借金をするというでいいんですか。

平山委員長 お願いします。

八木澤財政課長 わかりやすく言うと、35億の事業、これ30事業ね、ここにずらっと書いてある。これがトータルでいうと35億ぐらいの事業なんです。その中で、国からの補助金があったりするやつもあるし、単独事業のものもあります。そのほかに市債という借金をするわけですよ。それが95%だったり、一般債だと70%だったりいろいろあるんですけども、ですが、最終的な残りが一般財源で負担することでもう予算書はできていたんですよ。既に。その一般財源と交付金を入れかえる。

山本委員 そっちの分をここに持ってきたという。

八木澤財政課長 はい。

それで浮いた一般財源3億2,000万とか、それは企画のほうで説明した基金のほうに積むということなんですよ。

一般財源はほかに制約がないので、有効に使えるけれども、この元気臨時交付金が冒頭説明したように、今年度のうちに使わないとだめなんですよ。ですから、そういうようなやり方をしているんですよ。

説明は以上なんですけど。

平山委員長 玉野委員。

玉野委員 今年度のうちに使う金額は5%という
考えでいいんですか。一般財源的には。

八木澤財政課長 そういうこと、5%というか、
わかりやすく言うと、要は合併特例債を使った事
業は5%ですけれども、そうじゃない事業もある
んで、7割しか借りられないという事業もある
んで、そういうときは30%使っていますし、それは
その事業によっても制約があるんで、いろいろ
なんです。

平山委員長 そのほか質疑ございませんか。

山本委員。

山本委員 これ積んだ分がありますよね、2億何
千万と、それが来年度に。その来年度に積んだも
のは来年度中に使わなければいけないわけですよ
ね、先ほどの説明だと。それは、使い道が大体決
まっているんですか。

平山委員長 課長。

八木澤財政課長 今回、25年度の中で使うとい
うことになっていますので、来年度基金に積むもの
をこういう事業に充てますというのは、もう国の
ほうに県を通じて報告していますので、そういう
ことになっています。

平山委員長 山本委員。

山本委員 それは、議会にもう示されていたんで
したか。

〔「まだ、当初予算で出ていない」と言う
人あり〕

山本委員 それはまだ、当初でしか出せないもの。
でも似たようなものだ。つまり……

八木澤財政課長 私どものどういう事業がとい
うのがこの段階では、今、予算編成している最中
なんで、わからないんで、とりあえず実施計画で26、
27とかとローリングしてどんどんやっていますよ
ね。その中の26年度事業、実施計画にちゃんと

っていた。その事業の中から適合する事業を選ん
で提出しております。

平山委員長 山本委員。

山本委員 そうすると、ことしもともと一般財源
で出そうと思っていたものを組み替えたというの
か、置きかえたのと同じように、来年度も、本来
だったら会計の中で、一般会計でやろうと思っ
ていたものの中から、その2億何千万の分を置き
かえて、これとこれというふうにして決めていく
というのが26年の当初の予算に出てくるというこ
とでよろしいわけですね。

平山委員長 課長。

八木澤財政課長 そういうことになります。

山本委員 わかりました。

平山委員長 ほかに質疑ございませんか。
ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質
疑を終了し、討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、討論がないようですので、討
論を終結し、採決いたします。

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補
正予算(第8号)は、原案のとおり可決すべきも
のとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第79号につきましては、原案のと
おり可決すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次に、次第にはございませんが、そ
の他で委員の皆様から何かございますか。

藤村委員。

藤村委員（国庫補助金について）

平山委員長 玉野委員。

玉野委員（国庫補助金について）

平山委員長 そのほかありますか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 財政課の皆様からその他で何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、ないようですので、財政課の審査を終了いたしたいと思います。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時41分

平山委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

課税課の審査

平山委員長 それでは、課税課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡潔にお願いいたします。

議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 初めに、議案第90号 那須塩原市税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

どうぞ、着座のままでお願いいたします。

小林課税課長（議案第90号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第90号 那須塩原市税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第90号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 次に、議案第91号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長、よろしく申し上げます。

小林課税課長（議案第91号について説明。）

平山委員長 説明が終わりました。

質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第91号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第91号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 次に、議案第92号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長、お願いします。

小林課税課長（議案第92号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします

議案第92号 那須塩原市国民健康保険税条例の

一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 では、異議がないものと認め、よって、議案第92号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 それでは、ここで予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

お願いします。

小林課税課長（議案第79号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

伊藤豊美さん。

伊藤委員 この今、臨時職員を3名雇うということですよ。それで、この3名については専門的な知識というものはなくても大丈夫なんですか、これは。

平山委員長 お願いします。

小林課税課長 基本的にこの部分についてはルーチンワーク的な、もうほとんど事務的なといえますか、機械的に、まずAさんの、例えば今お話しした同居老人1人となっていることについて、じゃ、それが誰なのかということ、家庭の中で、名前まで書いていないものですから、書いていないことが多いものですから、それを特定して入力していく、もしくは書いてあった場合は、それをそ

のままデータとして入力していくという作業ですので、専門知識がなくとも習熟していれば、それができるということです。

伊藤委員 パソコンの操作ができればということですか。

小林課税課長 はい。

伊藤委員 わかりました。

平山委員長 よろしいですか。

伊藤委員 はい。

平山委員長 そのほか。

鈴木委員。

鈴木副委員長 残業時間があったので、臨時に雇用するということなんですけれども、この雇用をしてまたなお職員は残業が同じように超過するということはないようにということだと思っただけなんですけれども、これはないんですねというのも変ですけれども、そういうことでよろしいんですか。

平山委員長 課長、お願いします。

小林課税課長 先ほども説明したところなんですけど、職員の時間外、特に1月以降、課税時期までの半年弱のところ、特に市民税係のところは時間外が膨大な量になっているということで、この主なものとしましては、日中はまず確定申告の受付事務に従事しているということで、それ以外、それを終わった後の夕方、6時とか7時ぐらいから、今お話しした扶養指定、もしくは年金データのおかしいところとかといったものをやっていくということで、それを、去年は一部TKCのほうに委託するというところなんですけど、この扶養指定については機械的に委託というのなかなか難しいということで、臨時職員でお願いするというので、ほぼ時間外がなくてもやっていけるようなところになってくるのかな。

ただ、そうは言いましても、突発的ないろいろなものが出てくるかと思うんですが、それでも、

例えば8時、9時、10時といったような形で、従前のような形ではなくなってくるのかなというところでは予想しております。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 そうしますと、今、去年はTKCということが出てきたんですけれども、去年も職員の残業がかさまないようにTKCを使って対策をとっていたけれども、ことしはそうではなくて、臨時職員を使ってやるというふうに変えたということではよろしいですか。

平山委員長 課長、お願いします。

小林課税課長 従前から職員の時間外は相当な膨大な時間外となっているということで、昨年12月に、同時期なんですけど、補正をお願いして、その中で給与支払い報告書、もしくは年金調書等についての手入力部分の何割かについてTKCをお願いした。今年度もお願いしようということで、今後そういう形でやっていくんですが、それに加えて、扶養指定というものも膨大な量がありますので、それを今回は臨時職員を雇用してやっていきたいというふうなことで、先ほどお話ししました給報の手入力部分と今回の扶養指定を臨時職員で対応することによって、相当時間外は軽減されるのかなというところで考えています。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 そうしますと、仕事の量は、今はふえたということではなくて、仕事の量は変わらないけれども、TKCに頼むやり方のほかには臨時職員のほうがいいんだろうと、少しやり方を変えてということなのかということ。

平山委員長 課長、お願いします。

小林課税課長 まず、例えば給与支払報告書、もしくは年金調書等について、データベースで来るものとペーパーベースで来るものと分かれていますね。データベースで来るものについての給

報のデータはそのまま移行できるんですが、紙ベースで来るもの、ペーパーベースで来るものについては、その来たものについて、AさんだったらAさんの給与は幾らですと、扶養は何人ですとか控除、例えば医療費控除がありますよとか、ま、医療費控除はないんですが。いろんな控除がありますよといったものを手入力で今までやっていたんですが、それをTKCのほうに昨年12月からお願いするようになった。

それとあわせてというか、そのデータで来るものも含めて、全体の扶養指定、例えば年金もそうですし、給与支払報告書、ペーパーベースもデータベースで来るものについても、あわせてこの、例えば同居老人1人とか、もしくは特定扶養1人とかといった場合に、ただ単に1人というだけでなく、それが一体誰を扶養しているのか、誰をとっているのかという作業をしていく、指定していくという作業があるんですね。

鈴木副委員長 いや、それはふえたの、その作業は今までなかった、あったんですか。

小林課税課長 いや、それは今まで全て職員がやっていたんですね。

鈴木副委員長 あって、職員がやっていた。その部分を今度は新たに臨時採用の人にやってもらう。そうすることによって職員の残業時間が.....

小林課税課長 相当軽減できるということです。

鈴木副委員長 というふうなことですよということですね。

小林課税課長 はい。

鈴木副委員長 何ていうんですかね、私も勤めていたりしたんですけども、残業が全て悪いとは思わないんですね。その同じ人がやったほうが早かったりすることがあるんで。それから、能力のある人だったら、6時ぐらいにはね、本当に忙しいときは8時、9時までやっても、ある程度、

1カ月、2カ月頑張ればできることなんで、それは給与で返ってくるんだろうから。決して全て残業が悪いということはないと思うんですよ。逆に言うと、長くやると残業効率が悪くなる人がいるんですね。そういう人には早く帰ってもらったほうがいいんですけども、能力のある人だったら、その人どんどん残業してやってもらったほうが臨時職員がやるよりも効率は上がるということがあるんですけども、ただ、そういう総合的な判断のもとに課長は臨時採用職員を使ってやったほうが効果があるというふうに判断したわけですね。

小林課税課長 はい。

平山委員長 課長。

小林課税課長 先ほどもお話ししたところなんですが、課税課全体年間を通して結構な時間外、特に市民税系の時間外は相当膨大な量に上がっていると。特に1月から課税時期まで、5月、6月ぐらいまで市民税系の時間外が膨大だと。先ほど一例でお話ししたところですが、この月100時間にも及ぶことがあるというような状態の中で、それではやはり職員の健康管理、健康増進ということではいかがなものかと。あと、単純に考えても、職員が1人時間外1時間やるときの単価を見た上でもはるかに臨時職員のほうが単価も安いし、やっている内容というのが、先ほどお話ししましたルーチンワーク的なもの。誰さんを扶養している、誰さんを扶養しているといった、そういった指定とかということで。ですので、そのあたりは職員がわざわざ時間外、9時、10時、11時という形で残ってやることなく、臨時職員でやっていただいたほうが効率的、職員の健康管理もいいのかないということで、今回お願いするところです。

平山委員長 鈴木委員。

〔「その他の」と言う人あり〕

鈴木副委員長 いや、とりあえず聞いてください。

ということは、判断の基準として、この金額を算定するに当たって、余りちょっとヒートアップする必要はないと思うんですけども、臨時職員にお金を払ったほうが、職員のことを考えると、職員の仕事の環境を考えるといいだろうと。金額ベースで考えると、残業代とこの臨時採用1人の人件費がかかりますよね。トータルすると、今の話だと、この金額を払って、逆に職員の人件費のほう下がるんかもしれないというふうにもとれなくもないんですけども、その辺の判断はどうでしょうか。

平山委員長 課長、お願いします。

小林課税課長 事の経緯といいますか、まず基本的には職員の負担の軽減がまず第一義的なものです。それにあわせて、やはり経済効率といいますか、効率化を図るということで、職員、この作業が給報の入力、もしくは扶養指定だけの作業を冬場やっているわけじゃなくて、例えば日中の確定申告の業務につきましては、ふだんも含めて6時、7時ぐらいまで。それから、それ以外の日中やるべき作業ができないということでやって、さらにこの給報つくるとか、もしくは扶養指定をやっていくということで、相当時間外が長時間にわたる。もしくは土日出勤ということもあったりということで、そのあたりを、まずはそのルーチンワークの部分について負担の軽減を図っていききたい。結果的には、今お話しした効率化、時間外手当の効率化も、結果としては数字的なものとして上げられるということです。

鈴木副委員長 最後につけた人件費、その職員の分が減るだろうということと、この臨時職員を雇う、この金額との比較は減るのか、トータルでふえるのか、どう判断されていますか。

平山委員長 課長、お願いします。

小林課税課長 基本的には職員1人が時間外をすると、やはり千数百円という形で、細かな数字は出していないですけども、千数百円ないし、職員によっては2,000円近くなると思うんですね。そういった形で、それを1月から5月末、6月ぐらいいまで時間外手当を支給するというのを考えてみても、時間外手当ベースだけで考えてみますと、膨大な量になってきます。片や臨時職員は750円ぐらいということですので、はるかに、経費で考えたら、効率のいいということ。業務内容も臨時職員にルーチンワークなのでお願いすることができるということで、そのあたりを総合的に判断しております。

鈴木副委員長 そうすると、民間企業的な、額じゃないですけども、数字だけ追いかけるというのは余り好きじゃないんですよ、本当は私もね。職員がもらえる年収が多いほうがいいかなというのもあったんだけど、残業代としてもらったほうがいいんじゃないかという気持ちもあって逆に思ったんですけども、ただ、そういうのを減らしているのも、健康を考えたほうがいいと。仕事の質も逆に上がるだろうということで。

でも、逆な意味で言うと、市民レベルで考えれば、臨時の人、安い給料で単純作業をやらせたほうがトータルの市の税金、出費が減るだろうと、人件費も減るだろうということでやるんですよというふうにとれるので、じゃ、これをもってね、市の職員の残業代が減らないということになるのはちょっと何か違うかなというものもあるので、そこだけちょっと判断はね、来年まで足してみると、私は判断は多分これはできないんですけども、健康のことも考えてこうしたいということだろうと思いますけれども。そこにはそういう、お金の比較は試算をしていないでしょうけれども、多分安くなるでしょう、助かるでしょうということで、

一応理解しました。

平山委員長 よろしいですか。

再開 午後 3時25分

鈴木副委員長 はい、いいですよ。

平山委員長 ほかに質疑ございませんか。

平山委員長 次に進みます。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 じゃ、質疑はないようですので、質疑を終了し、討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

陳情第9号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議案第79号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

平山委員長 それでは、陳情第9号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める陳情についてを議題といたします。

事務局より概要の説明をお願いいたします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

小池主査 座ったままで説明させていただきます。

よって、議案第79号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

本陳情につきましては、市内及び大田原市にあります新聞販売店の方10名ですね、代表が小倉康彦さん、太夫塚の新聞販売店の方が代表で合計10名の連名での陳情となっております。

その他

平山委員長 次に、次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

件名としましては、新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める陳情についてということになっておりまして、陳情の趣旨につきましては、そんなに長くないですから、読み上げます。

〔発言する人なし〕

平山委員長 課税課の皆様から、その他で何かございますか。ありませんか。

私たちは、栃木県内で日刊紙を取り扱う新聞販売店201店で組織する団体で、国内外の多様な情報を地域に張りめぐらせた戸別配達網により、どのような条件のもとでも日々、早朝定刻に読者の戸口に届け、国民の知る権利と議会制民主主義を下から支えるとともに、活字文化の発展に尽くしています。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、ないようですので、課税課の審査を終了いたします。

国土も狭く資源の少ない我が国が明治以降世界有数の先進国となったのは、持ち前の勤勉性と活字文化の伝統による識字率の高さ、とりわけ新聞の高い普及が学力、技術力を支える役割を果たしてきたことは広く認めるところです。

これで総務部の審査は全て終了となります。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 3時13分

近年活字離れが進む中で、書籍とともに新聞の購読率は低下傾向にあり、新聞を全く知らないで育つ子どもたちがふえるなど、次の世代の知的水準への深刻な影響を及ぼすものと深く憂慮されると思われまふ。さらに、今回の増税により、新聞離れが加速されることも懸念されています。また、これによる販売店の経営悪化により、販売店のみならず、従業員の雇用不安を招くものと危惧します。

消費税に関しては、欧州の大半の先進国が「民主主義を支える公共財」として、新聞等に対し知識の課税を最低限とする趣旨で軽減税率を導入しています。こうした状況をご勘案の上、新聞購読料への軽減税率適用の実現を強く願ひ、国に意見書を提出いただくよう陳情いたします、としております。

またあわせて、先ほどお配りました県内の他市、あるいは県の審査の状況につきましても説明させていただきます。

こちら宇都宮市のほうで取りまとめたものを提供いただきました。栃木県が一番上にあります。既に10月に本会議で採択されているという状況です。

そのほかには、穴があいてしまっていますが、佐野市、上から4段目、こちらが9月議会の中で既に諮られておりまして、こちらも本会議で採択されて、意見書の提出にも至っているという状況のようです。

あとはおおむね12月議会での審議という形で進んでおります。大田原市が議長預かりというような形で、審査はされてないようです。

状況としましては、追加で確認したものの、栃木市が委員会では採択されている状況で、意見書も提出する予定というふう聞いております。

あとは、那須烏山市ですね、下、那須烏山市の

ほうも委員会での採択を決め、意見書の提出もする方向で進めているということです。

そのほかは、きょうあすあたりに審査というところが多いようです。ごめんなさい、日光市ですね。日光市につきましては、本陳情については不採択というふうな委員会決定をしたということです。不採択のほう、理由につきましては、軽減税率の適用については、新聞購読料のみ後押しするというのはどうなのかということがあったようで、意見書の提出協議中とありますけれども、これはこの陳情を別として、軽減税率の適用をどういうものに適用すべきというようなものが議会としてまとめられれば、そういった意見書を国に出してはどうかというもとの協議をしていると。協議がまとまらなければ、意見書も出せないという話は事務局のほうでされていましたが、きょうあたりもそういった審議をしているということで、不採択だけれども、別な形で、新聞も含めて意見書という形は提出をするかもしれないという状況であるということです。

説明は以上です。

平山委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから意見をお伺いしたいと思います。できましたら全員の方から意見が伺えればと思っておりますけれども、ご意見のある方。

玉野委員。

玉野委員 話し合いのたたき台になるんだと思うんですが、私は採択して意見書を出すべきだと思います。ここを見たと同時に、やっぱり日光市のほうの新聞のみということと、新聞を含めてということの今説明がありましたけれども、新聞も含めてということになると大変な作業になるんで、やっぱり新聞は新聞として、一つから一つからと別に上げるという意味で、採択して意見書を出す

という、知的文化財とかはかけないという方向に
だんだん拡大していければいいかなと思います。

平山委員長 ほかにございませんか。

では、ないようですので、討論を行います。討
論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、討論がないようですので、討
論を終結し、採決いたします。

〔発言する人あり〕

平山委員長 ごめんなさい。

〔「まずいんじゃないの、そんな1人だけ
の意見でいいの」と言う人あり〕

平山委員長 じゃ、意見のある方は出していただ
ければ。

〔「じゃ、私のほうから。委員長」と言う
人あり〕

平山委員長 じゃ、巻き戻します。

鈴木委員。

鈴木副委員長 玉野委員だけではちょっと寂しい
気がしますので。

私は採択、これ討論ではないんですけれども、
増税に向かっていることは間違いないですけれど
も、いろんなものがあると思うんですね、これ
から。生活、食品とかそういうものは安くしよう
という過程、検討の中のある中で、要望がないけ
れども、これは要望が正規に出ているので、出た
ものについては、逆に否定するものではないと思
うので、上げて、それでこういうものが国で決め
るんでしょうから、決めるところに意見が行って、
決める材料にしてもらうという意味では、別に出
てきたものをわざわざここで否決するべきとは思
わないので、素直に上げてあげるべきだというふ
うには思っております。

以上です。

平山委員長 では、ほかにございますか。

藤村委員。

藤村委員 この陳情とか請願の扱いについて、ま
だちょっと新人なので、どういうふうに議会とし
て扱ったらいいのかというのが少しちょっとわか
らないんですけれども、一般的な考えでいったら、
消費税を上げないでほしいと思っているものは、
小さな子どものミルクだったりとか食料品、日常
的な、低所得者の人の生活に影響を与えないもの
という意見がよく出ていたんですけれども、そう
いうものの陳情がまだ全然出てきていなくて、た
またまこれ新聞のところが、新聞の会社の人たち
は組織がもともとしっかりしているんだか何だか
よくわからないんですけれども、これ1つやっ
たら、また次から次へ出てきたら、全部採択して
いくことになってしまうのかなと思うのですけれど
も。ちょっとそれを一つ一つ全部ここで、じゃ、
出たものは全部採択にしてという方向でいいのか
どうかというのが非常に私もちょっとよくわから
ないんですけれども。

本当に個別の問題だけじゃ済まないことなん
だろうなという気がして。例えば屠場だったら屠場
だけの問題で済む話なんですけれども、これだ
ったら新聞だけじゃなくて消費税かかるといったら、
もう本当に全部の業界の人たちが、じゃ、こぞ
ってこういうことになったら、国も混乱するんだ
ろなというのがあるんですけれども。

平山委員長 玉野委員。

鈴木副委員長 いや、最後まで、それでいいん
ですか、今ので。

藤村委員 だから、すごく……

平山委員長 細々出てきたら、それに一つ一つに
対応するしかないんじゃないかなということ。

藤村委員 後々また出てきたらどうするのかな
という素朴な疑問があります。

鈴木副委員長 それで終わりなんですね、はい。

平山委員長 玉野委員、あるんですか。

玉野委員 いや、もう少しあれしてから。

鈴木副委員長 委員長。

平山委員長 やはり今、藤村さんが心配したように、これは新聞の販売店主の、やはりこれからの深刻な悩みということですよ。当然従業員も抱えているし、消費税も必ず来年の4月にはもうこれは上がるということもわかっているわけです。そういった場合に、やはり自分たちの生活を脅かす、そうするとだんだん新聞の購読が減るんじゃないとか、いろいろな面で心配で、特別皆さんに国への意見書を出してくださいという要望。確かにこれから細かく、いろいろなそれこそ生活必需品、低所得者に対する軽減税率というのをどんどんいろんな形でこれから出てくるかもしれません。

だから、軽減税率と消費税引き上げ、あれはセットだと思うんですね。やはりこれの購読料というのは、いろんな面で私たちの、メディアの、国民の知る権利の一つのあれで、十分にみんなで議論する価値がある題材だと思うんですね。

だから、私としては、個人としてはね、これは受理して意見書を提出して上げるべきだと思います。これからいろいろな形で、いろんなところから、確かに出てくると思いますね。例えば薬屋さんとか、極端な話ね。個別に出てくるかもしれませんけれども。

ほかにありませんか。

玉野委員。

玉野委員 藤村さんが後々から出てきたらどうするのかなで終わってますけれども、その後、採択するかどうかどうするかこうするかという意見はよろしいですか。

藤村委員 結局その軽減税率というものを、じゃ、消費税の仕組みそのものをここで全部みんなで考

えて、どれに対して軽減税率を適用すべきかというのを考えないといけないのかなと思ったんですけれども。もしこれを採択するとすると、じゃ、全部世の中にあるものの中で、これは軽減税率になるもので妥当だと思いますから、じゃ、これを採択しますと仕分けして、その中に入るんだったら、じゃ、いいですよと採択するんだったらわかるんですけども、とにかく出てきたから、じゃ、いいんじゃないと言っていいのかな。それがちょっとよくわからなかったんです。私たちが消費税を決められる立場にないので、どういったスタンスでこれをイエスと言ってあげていいのか、それとも、例えば日光さんのように、自分たちで考えて意見書をお出しになるということでしたよね。だから、そういうふうにして、これから、今後出てくるものを仕分けして行って、その都度判断するのか。どうしたらいいのかなと思ったんですけれども。今までこういうようなことが議会であったのかどうなのか、ちょっと先例がわからなくて。

鈴木副委員長 玉野さんがあれば先ですけれども。玉野委員 どうぞ、お先に。

鈴木副委員長 議員というのは、一般的にですけれども、市民の立場で考えて判断すればいいことで、この団体から出てくる議員だっているわけです。この消費税がどれを上げて上げないとかというのはもう国が決めることであって、我々には何もありませんよ。ただ難しいことを考えないで、これは販売店さんのためを思うか、新聞を購読したい人のことを思うか、将来の子どもたちの新聞を読む、読まないに対していいかどうかと総合的に考えて、単純に、難しく考えても、難しく考えるのは国の人やってくれればいいことなんで、この件に関してはですよ、この件に関しては、層場はまた別ですから、この件に関しては単純に、

難しく考えないで、本当にその人その人、おのおの10人いたら顔が違うように、その人なりの切り口で、判断で、ここに選ばれた議員として私は判断していいと思います。

だから、そのときに、やっぱりこれは子どもたちのことを考えて活字は大事だと思うから賛成と言ってもいいし、この業界の人のことを考えて賛成と言っていいし。いや、税金は上げないと将来の税収が下がるから、やっぱりこれは区別しないで下げるべきだと思うなら下げればいいというふうに思うので、私は、そういうことを考えた上で、さきほどのような考え方です。

以上です。

平山委員長 ほかに意見ございませんか。

では、意見のほうを終了してしまってよろしいですか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 では、ないようですので、討論を行います。討論ございますか。

〔「する必要はないですね」と言う人あり〕

平山委員長 では、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

陳情第9号につきましては、採決すべきものとするに賛成の方の……

〔「すみません、ここは採択かどうかで、採決と言ったんで」と言う人あり〕

平山委員長 ごめんなさいね。申しわけございません。

採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

平山委員長 全員ですね。賛成過半数と認め、よって、陳情第9号は採択すべきものと決しました。

つきましては、陳情にございますように、国に

対する意見書を提出することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、陳情の趣旨に沿った意見書案を作成し、皆様にお示しした上で、最終日の本会議において意見書の提出について委員長発議したいと思います。

以上で陳情第9号の審査を終了いたします。

散会の宣告

平山委員長 これで本日の審査は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時43分

総務企画常任委員会・産業環境常任委員会連合審査会及び総務企画常任委員会

平成25年12月11日(水曜日)午後4時02分開会

出席委員(13名)

(総務企画常任委員会)

委員長 平山啓子君
委員 藤村由美子君
委員 君島一郎君
委員 玉野宏君

副委員長 鈴木伸彦君
委員 伊藤豊美君
委員 山本はるひ君

(産業環境常任委員会)

委員長 若松東征君
委員 星宏子君
委員 人見菊一君

副委員長 磯飛清君
委員 齋藤寿一君
委員 中村芳隆君

欠席委員(なし)

紹介議員(2名)

議員 人見菊一君

議員 松田寛人君

説明のための出席者

農務畜産課長 川嶋勇一君

企画情報課
企画政策係長 高久修君

出席議会議務局職員

議会議務局長 渡邊秀樹君

議事課長 白井一之君

議事課長補佐 石塚昌章君

書記 小池雅之君

書記 小磯孝洋君

議事日程

【総務企画常任委員会・産業環境常任委員会連合審査会】

- 1.開会
- 2.委員長挨拶

3. 審査事項

- ・ 請願第2号 那須地区広域食肉センターの存続に関する請願（説明・質疑）

4. 閉会

【総務企画常任委員会】

1. 開会

2. 審査事項

- ・ 請願第2号 那須地区広域食肉センターの存続に関する請願（討論・採決）

3. その他

4. 閉会

総務企画常任委員会・産業環境常任委員会
連合審査会

開会 午後 4時02分

開会及び開議の宣告

平山委員長 それでは、皆様、こんにちは。大変お待たせしました。

ただいまから総務企画常任委員会・産業環境常任委員会連合審査会を開会いたします。

本日に皆様には午後からの現地視察に引き続いての請願の審査ということで大変ご苦労さまでございます。座らせていただきます。

さて、今回、総務企画常任委員会に付託された請願第2号の審査につきまして、産業環境常任委員会の所管にも関連する案件であることから連合審査の申し出をいたしましたところ、その申し出をお受けいただき、本日の連合審査会の運びとなりました。若松委員長初め、産業環境常任委員会の委員の皆様には現地視察からご参加いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

紹介議員の人見議員と松田議員につきましても、現地視察からご同行いただきまして、審査にもおつき合いいただきます。よろしくお願いいたします。

また、那須地区食肉センターに関する説明の補足や質疑答弁のため、執行部から企画情報課の高久係長と、農務畜産課の川嶋課長にご出席をいただいております。ありがとうございます。

なお、おくれましたが、連合審査会の主宰は付託委員会の委員長が当たるとされておりますので、私が会議を進行させていただきます。

それでは、これから行う請願審査の方法についてご説明いたします。

お手元に配付した次第のとおり、請願の概要説

明と質疑を行ってまいります。

連合審査会としての審査はそこまで終了となり、その後の討論と採決につきましては、付託委員会である総務企画常任委員会において行うこととなります。委員各位におかれましては、ぜひ慎重なる審査をお願いいたしますとともに、円滑な進行にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

請願第2号の説明、質疑

平山委員長 それでは、請願第2号 那須地区広域食肉センターの存続に関する請願を議題といたします。

初めに、請願の概要、趣旨について、紹介議員からの説明を求めます。

人見議員、お願いいたします。着座のままで結構です。

人見議員 それでは説明させていただきます。

この大変お忙しい中、現地調査ということでもって現場に行って、つぶさに現場を見ていただきまして、まことにありがとうございました。

また、その中でそれぞれの思っていること、あるいはこんなことはどうなんだということで質問等も大分出まして、内容的には食肉センターの概要等については十分周知されたというふうに私は感じたわけでございます。

実際、我々畜産農家としては、今、老朽化が進んでいるという様子であり、昭和46年に建設をされたと、これは那須地区の畜産経営の要するに改善、振興のための設立であったという関係でもって今日に至っているわけでございますけれども、43年という長い月日を経過している中で非常に老朽化が進んで、それらについての改善を図るとい

うことでもって、平成30年には閉鎖もやむなしという状況下にあるということをきょう説明を受けて、十分ご理解をいただいたのかなというふうに感じるわけですが、請願の内容等については、今現在ある場所の屠畜場が閉鎖した中で、それがなくなってしまうということになれば、那須地域の畜産農家が非常に困ってしまうというのが現状の姿ではないのかなと。私自身もそういう状況にあるという理解をしております。

そういう中で、存続をしていただきたいというのが本心であり、要するに事故牛の多発というのは、要するに酪農家自体は、昭和46年当時から比べると酪農家戸数はかなり減少傾向にあるわけですが、1戸あたりの今現在の飼養頭数というのは、大規模化されてきて非常に頭数が増加をしているという関係でもって、酪農家戸数は減に対して頭数は増頭しているというのが現状の状態であるというふうに理解をしていただきたいと思います。

そういう中で、事故牛が出た場合、いち早く処理をしたいというのが酪農家の本心である、そういう中でなくなってしまうことについては非常に困るとというのが本音でございます。このことについて十分理解をしていただきたいということを、重ねてお願いを申し上げるところでございます。

あと、皆さんからの質問等がございますならば、私の知っている範囲で現状の姿の実態みたいなものをお答えしたいと思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

請願につきましては、皆さんの深いご理解をいただきまして、採択に向けてご審議をいただきますよう、心からお願いを申し上げます、私の拙い説明でございますけれども、説明にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

声が続かなくて、申しわけございません。

平山委員長 説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑をお受けしたいと思います。ここでの質疑は紹介議員または執行部でお答えいただける範囲となりますのでご了承ください。

では質疑のある方、どうぞ。

鈴木委員。

鈴木副委員長 今、酪農家数が減って頭数がふえているという話でありますけれども、酪農家の平均的な年間の売上高と、それから事故牛の出る年間の平均的な頭数、それと事故牛を出さないことによる減収というあたりはわかりますか。大幅に違わなければ結構です。

人見議員 そこまでの把握はしていない。

鈴木副委員長 私はちょっと聞いてはきたんですけども。わからないですか。

川嶋農務畜産課長 そこまでは聞いておりません。

鈴木副委員長 経営のことを書いてあるので、どれだけ負担増になるのかなという、マイナスのあたりなんですけれども、それはわかりません。では結構です。

平山委員長 ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

齋藤委員。

齋藤委員 請願の趣旨の理由の3番目に、那須地区食肉センターの廃止で、多くの牛が無駄死にさせられるだけではなく、やむを得ず安楽殺を実施した場合に家畜保険で問題が生ずるという部分なんです、その辺はどのような問題なんでしょうか。

平山委員長 人見議員、お願いします。

人見議員 現実として事故牛が出たときに、共済組合に入っている関係、このことについて実際に、屠畜をするという段階で、保健所の許可をもらわ

なくちゃならないんです。その以前に共済組合なら共済組合の確認した中で屠畜をするわけなんだけれども、そういうことがもしできなかった場合については、はっきり言って問題視されるという、そういう状況。

平山委員長 齋藤委員。

齋藤委員 そうすると、要するに安楽死、そういう施設がなくなって、運ぶことが可能でないと、自分のところで安楽死をさせるということは、それにかかっている共済金を掛けていますでしょうから、その共済金が湯水のようにかかって、共済も要するにパンクしてくるという状況が生まれるということですよ。

人見議員 そうです。

齋藤委員 わかりました。

平山委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

藤村委員。

藤村委員 施設を見学に行ってきて、確かに老朽化している施設だというふうに見えたんですね。これを今存続させることだけが最終的な解決につながらないんじゃないのかなというふうに感じたんです。

やっぱり新しくできる県の工場に事故牛のラインの確保をされるのが一番県内全域の畜産農家の不安を解消するために必要なことなのかなというふうに感じたんですが、これはこれで、今この趣旨そのものに対して理解はできるんですけども、これとは別に新しい県にできる施設に対して、事故牛のラインをつくってくださいとか、例えば県北に近いところにしてくださいというような、また改めて別の請願なり陳情を出される予定とかはあるんでしょうか。

人見議員 実際新たな、きょうの説明の中では、今の段階ではどこにつくるかは白紙の状態だとい

うこと。

今回の陳情については、残してほしいという流れの請願と。まずその中で、きょうの場合は請願に対しての審議であって、新たにできる場所が那須地区にぜひつくっていただきたいということの要望については、これは新たな方法しかないのかなと感じはします。

だから、一つの手段としては今の屠畜場を残してもらいたいという反面、県北の地域の中に設置していただきたいということを望むということも一つの方法だと思います。具体的にこうなんだからということについては、ちょっと今の段階ではそうなのかなと思うんですけども。今の段階では県の中で検討中とされているわけだから、この部分については、何としても県北地域の中に設置していただきたいと、新たな要望として出したほうがいいのかと感じがします。

今回については、ぜひ請願という格好の中で採択ということについての話し合いでございますので、このことが決まった中で、その次のステップに進むという方法じゃないとうまくないのかなという感じがします。

以上です。

齋藤委員 委員長、今、請願者の趣旨の中には、要するにこちらの地域にそういうものを建ててくれということではなくて、存続を希望している請願書ですので、その辺を取り上げて審査をしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

平山委員長 質疑ございませんか。

鈴木委員。

鈴木副委員長 もしわかればですけども、事故牛が、けがした牛を生きているうちに早く屠殺場に持っていくというあたりの話が結構大きい、重要な部分だと思うんですけども、これはよその、例えば県南とかのあたりは、こういう要望はどう

しているのでしょうか、今現在。

やはり同じような事情があるはずなんですが、困っていないのかとか、それから、変な話、今は那須塩原市でやっていますけれども、那須町、それから大田原市あたりのどれくらいこういった要望があるのかというとは聞いていますか。

人見議員 内容的には聞いていないな。

鈴木副委員長 今の話は何かという、新しくできるところの場所の話なんですけれども、新しくできるのがこの那須地域、県北にあれば、今のところ、そう遠くない、同じような距離のところであれば、それで事故牛を扱ってもらえれば、これはこの存続とはまた別に問題はないんじゃないかと思うんですよ、こっちのことにしましては、ですよ、場所が変わっても。

県南の人に、そういう事故牛の対処の場所に別に何もなければ、選定をこちらにしてくれという新たにそういう別な要望をするにしても、そのあたりの強い理由にもなるんじゃないかな、選定の幾つかの条件の中の一つに、こちらの要望のという理由になるんじゃないかと思ってる質問なんです。これは回答はいいです。

人見議員 頭数的に、県南と県北の場合、かなりの差があるわけなんだね。

平山委員長 ほかに質疑ございませんか。

玉野委員。

玉野委員 質疑という形の中で、私、ひっかかっているんですけども、請願の方に対しての質疑ですか。それを超えて、今はその状態ですか。

請願者に対して聞きたいことがありますかということですか、今は。

平山委員長 そうですね。

玉野委員。

玉野委員 こういう問題が出ましたのは、やっぱり現場の人の声だと思うんですが、現場の人と広

域との中、方向を出された中での情報交換というのはされていたのか、されていなかったのか。

人見議員 情報交換は市のほうがわかる。

川嶋農務畜産課長 私のほうで。

聞いている範囲なんですけれども、最初にこういう結論を出すまでの形の中で、皆さんのお手元のほうに、広域事務組合のほうから資料が行って来るとは思うんですが、検討報告書というのが出されています。この報告書をつくるに当たりまして、それぞれの関係団体、酪農業協同組合関係、それと、行政機関の関係する市町との関係で、検討委員会の中で報告書をまとめて、最終的にはこのような形の結果で事務組合の正副会議の中で決定されたということは聞いております。

以上です。

平山委員長 玉野さん、いいですか。

そのほか質疑ございませんか。

藤村委員、どうぞ。

藤村委員 さっきお聞きしたことは、今の農業の実態はすごく理解できるんですけども、結局これは老朽化した施設を見てきた以上、存続させてずっと使っていき、そのたびに市の税金を投入し続けなくちゃいけないということとセットになってくることなので、永遠にあそこが長く使えそうだというふうには見えなかったの、やっぱり次の段階も担保された形で進めていかないと、議会として採択するときにはすごく気持ちが揺れちゃうんですね。ちょっと素朴な悩みで申しわけなんですけれども。

平山委員長 はい、中村委員。

中村委員 素朴な悩みを解消する話をちょっとさせていただきますが、私が今、広域の議会に出させていただいております。

今回、請願をいただいて初めてこういうものがなくなってしまうんだという、議員みずからが考

えてても、参加している方も初めて知ったという状況を鑑みますと、非常に先ほど向こうで質疑を、君島一郎委員もしていましたけれども、余りこういう細かい打ち合わせがなかったのかなと、私も個人的に思いました。私も知らなかったんで。

その中で、私ども産業環境常任委員会の中でも先ほどお話しさせていただいたんですが、やはり今、公社関係でどこにしようかというものを持っている中で、私どもの広域は県北につくってくださいよと要望書を出しているという段階であるという現実を踏まえた中で、どこに決まるかわからないというのが現実の中で、さっき現況を見て、老朽化した施設を見た中でも、あのように事故牛もいる、屠畜される牛も来ている、そういったものを考えた中で、こういった大きな課題が生じているものについては、やはりあそこに今なくなってしまうたら、非常に生産者たちが困ってしまうという現実を踏まえて、そういった声をしっかりと受けとめて、私どもの生乳生産日本一というものを、本州一をやはりそういった人たちに安心してお仕事ができるものにしてあげるためには、確かにしっかりと取り組んで採択をして、できればその大きな施設がこっちに来ていただければ一番いいんですが、これまでの間にも残していただきたいというものの声を大にして上げておいて、そういったものの議論が活発化されるというようにしていける方法はこれしかないのかなということを感じた次第です。

まず皆さんと一緒に意見を合わせて、こういうものの施設も必要ですよということも大事なかなということを考えてんで、ちょっと今、一言述べさせていただきます。

平山委員長 玉野委員。

玉野委員 請願の説明はわかりました。

質疑は、これはもうわかっていると思うんです。

だからこの説明と質疑を超えたところですね。請願を採択するのか継続なのか不採択なのかという中で議論し合っていたほうがいいんじゃないですか。

平山委員長 よろしいですか。

では質疑がないということでよろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議なしと認め、質疑を終了いたします。

それでは以上をもちまして、総務企画常任委員会・産業環境常任委員会の連合審査会を閉会いたします。

執行部の方々、ありがとうございました。退席いただいても結構でございます。

齋藤委員 総務委員長、ちょっと待ってください。

今までは、請願者の説明を我々が聞いて、請願者に聞きたいことを聞いているわけです。今、玉野さんがおっしゃっているように、これからまさに連合審査で質疑、意見等を今度聞かないとまずいと思うんですがそれが本題になるわけです。

要するに、請願者に対しての質疑説明と、冒頭に加えてもらいたかったのは、質疑、質疑になっているから、全体の質疑になっているように勘違いしている方ももしかするといえるかもしれませんが、今までは請願者に対して聞きたいことがありますかという意見を求める、あるいは請願者に対しての質疑であって、それが今、一旦終了しましたので、今度は皆さんの意見聴取する場を設けてもらわないと思いますけれども、いかがでしょうか。

平山委員長 玉野委員。

玉野委員 質疑は終わったと思うんで、双方の委

員会の連合審査というステージに移るべきだということですが。

平山委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時27分

平山委員長 では、休憩前に戻りまして。

今までの質疑は紹介議員と執行部に関しての質疑ということで理解いただければよろしいかと思えます。

ここで執行部の方の退席を。ありがとうございました。

紹介議員の方も退席もこちらでよろしいですか。

〔紹介議員・執行部退席〕

平山委員長 改めまして、総務企画常任委員会、そして産業環境常任委員会連合の審査をということで、意見をお受けいたします。

それぞれ委員の方からありましたら。

若松委員長。

若松委員 一応、産業環境常任委員のほうで現場を見てきました。皆さんといろいろ意見交換をやりました中で、小規模でも存続してもらいたいのかなというまとめがありました。

それで率直に申しますと、現在、生乳では那須塩原がかなり頭数が多いんですけども、全体的に見たときには、和牛も含めると中央の宇都宮のほうも結構あれになるのかなという話が出ました。

その話の中で、生産者の気持ちとかいろいろなものを考えたら、たとえ小さい規模でも存続がいいのかなという意見がまとまりました。

以上です。

平山委員長 ほかにございますか。

玉野委員。

玉野委員 産業環境委員会ではそういうことがまとまったようでございますが、ここはまだやっていませんが、きょう見たということは、請願以上の内容を各自共有したと思うんですね。

ですから、共有以前の請願に関しましては、やはり私は採択して、そしてきょう共有で見たということは、県北にそれなりのものが必要である。ということは、タイムは30年で切られている。老朽化とかさまざまなものがタイムリミットで決まっております。それでは県北の酪農家は請願の意味をなくしてしまいますから、30年の間にもっとやり合っていくことは大事だと思います。

ですから、この場はそれではないと思いますが、そのためには今採択して、問題を我々として共有する、酪農家と共有するべきだと思います。

特に齋藤さんが言われました、3のところのこの廃止で家畜の無駄な死とか、これは那須塩原市の大きなダメージになる。そういう意味を踏まえまして、私は一度採択して、時間をかけて次にどう持っていくのかということをお聞き、現場で見て感じたことだろうと思います。ですから、採択ということで、私は意見を持っています。

平山委員長 ほかにご意見ありますか。

中村委員 うちを決めちゃっているから。聞かなくていいですから。

平山委員長 わかりました。

中村委員 出そろったら、うちら退席しますから。

平山委員長 そうですね。

では以上をもちまして……

中村委員 いや、もうちょっと。

齋藤委員 我々はまとめてきましたから。

平山委員長 うちのほうは改めてまたやるんで。

若松委員 改めてやるんだ。

齋藤委員 合同審査はいいんですか。

山本委員 そっちはまとめてきちゃったって話な

んだらうけど。

でも合同だから、こっちと一緒にやらなくちゃ。

君島委員 だから採決はうちのほうだけでやる。

中村委員 討論に入ったら、うちは討論できないんで退席します。

齋藤委員 その段階になったら言ってください。

君島委員 だから討論からは、そっち側はからになっちゃうんで。

山本委員 傍聴するなり何なり。

平山委員長 玉野委員。

玉野委員 連合という、非常にタイムリーな案で、やっていますから、そちらの委員会では決めましたけれども、やっぱりこちらもこういう考えをしているということも多く委員で共有する。反対の意見を持っているということの場にしてみてもいいと思います。

そのためには、それぞれの各委員の思っていることを語るべきだと思います。

平山委員長 では、引き続き総務企画常任委員会のほうの審査を行いたいと思います。

山本委員 合同で一緒にやっているんでしょ。

まだ一緒にやっているんでしょ、合同審査。

小池主査 こっちの委員さんの意見を出すか、それか1回閉じて。連合審査会を閉会して。

山本委員 そうなの。

中村委員 だから今、委員長がほかにありませんかと言ったんだから、それを聞いて、なければ閉じる。

玉野委員 連合審査を打ち切ってから、総務だけの1回というのはまずいと思います。

山本委員 私もまずいと思う。

齋藤委員 何のために我々呼ばれているのか。

中村委員 討論、採決になったら私たち。

渡邊議会事務局長 ちょっといいですか。

お願いすることは、せっかくこの場なんですか

ら、先ほど若松委員長さんのほうからまとめてという形がありましたけれども、本来であれば、そのまとまるまでの過程を、同じことでもいいと思うんですけども、磯飛委員においても、中村委員においても、星委員においても、齋藤委員においても、もちろん人見委員も、議員という立場ですけれども同じことを言う、そのかわり、こちら山本さん、藤村さんという形で言って、ラリーじゃないですけども、そういうことなんだと思うんです。

だから、まず私がという形でまとめてじゃなく、まず話し合っ、意見はこういうことです、私もそうですと星さんがこう言う。そういうやり方のほうがありなんじゃないかと思うんですが。

ちょっと口を挟んで申しわけありません。

平山委員長 産業環境のほうはみんな意見が決まったからもういいと。

山本委員 違うよ、だから。

若松委員 総務のほうからもやっぱり意見があれば聞きたい。

山本委員 みんなの意見を聞けばいいんじゃない。

鈴木副委員長 時計回りで意見を一言言ってもらいましょう。

平山委員長 一人一人の意見を聞いていきたいと思います。

〔「時計回りじゃなくていいよ」「意見ある人から」と言う人あり〕

平山委員長 どうぞ。

齋藤委員 私の意見としては、この那須塩原地域、栃木県の要するに肉牛を含めて、今、大田原屠殺場の問題が出ていますけれども、要するにこの地域は、ほかの地域と違うというのは、なぜ、この大田原屠殺場が必要かというのは、乳牛に事故牛が多いわけです。和牛に関しては、当然、一番いいところで、一番健康状態のいいところで出荷す

るから、こういう事故牛というのはほとんど発生しないということなんです。

しかしながら、この那須塩原地域はもう皆さんも何回もPRしているように、本州日本一、全国でも4位を占める乳牛の生産の日本一、本州一ということでありますので、そういう事故牛の牛が突出して栃木県の中ではすごく、90%を占めるほど多いということからすれば、やはりこの大田原屠場は絶対に存続すべきと私は思います。

以上です。

平山委員長 中村委員。

中村委員 先ほども申し上げましたが、現地を見たり、また執行部とかいろいろな話を聞きますと、そういう閉じなければいけないという理由説明等々は聞いてわかりますが、やはり現況、私たちが確認したときには、全然知らなかったとか、そういった課題等もございますし、また、先ほど齋藤委員、そして玉野委員が言われましたように、こういったものをしっかりと取り組んで、皆さんと採択をしていただいて、次のステップに移るときも一致団結して、そういった施設をこの地域に残してもらうためにも、今回はこの陳情書を採択をし、次しっかりと取り組んでいきたいという一つの基礎にしていきたいと思っておりますので、採択で私は結構でございます。

また、そういった広域議会に行く身分としましても、皆さんの声をしっかり聞いて、そういったものを議会の中で生かしてまいりたい、こう思っております。

平山委員長 磯飛委員。

磯飛委員 先ほど齋藤委員のほうからも出たように、この地域は和牛というよりも乳牛の頭数が非常に多いということで、市においても補助金等々を酪農業界等に支援して、生産をふやしていく中で、最後の処分、これがこの地域でなくなるとい

うことは、この請願書にも書かれているように、表現が種々の悪影響とか、そういった抽象的な表現にはなっておりますが、やはり最終処分まで支援して初めて産業というのは成り立つものだというふうな認識を私はしております。

変な例えで言いますが、人間の社会でいえば、最後の火葬場がなくなっちゃうと。生産だけ、働いただけ働いて、最後の場がなくなっちゃうという、例えはおかしいんですけども、そのような事態にならないように、産業として支えている以上、この最後の処分する場所もしっかりと確保する必要があるので存続ということに賛意を示したいと思います。

平山委員長 ありがとうございます。

山本委員。

山本委員 この請願についてなんですが、きょう、見に行つて、話を聞いて、非常にこれをやめると決めた経緯のところ、とても乱暴なやり方をしたのではないかなというふうに感じました。

そこで話を聞くまでは、一応ここを使っている人の話もしっかり聞いて、この話が出てきたのかなと思ったんですけども、どうも話し合いも2回しかしていないし、それも出席者もきちっと、そういうことをやるということをおぼえていなかったようでもありますし、何かお金がかかるからやめることが先みたいな感じがいたしました。

それで、費用対効果というようなことから言えば、当市あるいは那須町、大田原でたくさんのお金を出さなければ存続できないという事実なんですけれども、物事は、那須塩原市が乳牛、本州日本一というようなことでやっている中では、そのぐらいは仕方がないのかなというふうに理解をしないと、生産をしている人たちは本当に安全な牛乳をつくれぬというか、搾乳ができないのではないかというのは感じました。ですから、こ

の請願に関しては採択をするべきだというふうに思います。

ただし、これはこれとして採択をするけれども、今後、あそこをもう10年使うというようなことはやはり難しいのではないかというのもまた、説明を受けながら感じましたので、ぜひ県北に新しい施設をつくっていただいて、その中に事故を起こした牛も、そのラインを、別でも何でも入れてもらうということを並行して強く要望をする活動をするということを、それをつけ加えて請願を採択したいというふうに思います。

以上です。

平山委員長 ありがとうございます。

玉野委員。

玉野委員 山本さんの言葉を引き継ぎまして、3首長は県に要望書を出していますよね。その内容はそのようにわかっていますけれども、3地域の議員として出すということは、可能性はあるんですか。

中村委員 はい、それは今後の進捗状況を見て、皆さんと相談してやってまいりたいと思います。

玉野委員 ぜひ検討してもらいたいと思います。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 私が一番感じたのは、県に要望を出すときに、この地域は酪農家の事故牛に対する意見が全然載っていなかったんですよね。そこが大事で、那須地区食肉センターのあり方に関する検討報告書、平成23年9月のものがあるんですけども、その4ページのところで、(4)に廃止を、施設を利用してきた関連業者の理解を得るなどの配慮が必要でありますということをごここではうたっているんですが、この請願が出てきたあたりから、そのことについてよく理解をしていなかったんじゃないかと思います。

私もこの請願は当然、この那須地域における酪

農家というのは、ここの基幹産業でもありますし、土地も広く持っているわけですから、これをないがしろにするようなことは決してできないと思いますので、そのことを考慮して、採決した上で、皆さんも言っていますけれども、玉野委員が言っていたように、これを機会にもう少し時間をかけながら、地元の意見を県に要望しながら、ここが廃止になるにしても、施設だけは県北に持っていくとか、何か那須塩原市の、と言わず大田原、那須地域の方の酪農家の経営が成り立つようにしてほしいということと、要望書に書いてあることは、いつも書いてあるとおりなので今さら言うわけでもないですけども、せっかく命あって食せるものまで焼却ラインにしなければいけない、もったいないという、命を大切にすることと言えば、最後まで肉になるようにしてあげたいという気持ちとか、伝染病比率とか、全くここに書いてあることは酌み取ってあげたいと思いますので、私もそういう気持ちで採択のほうでいきたいと思っています。

平山委員長 伊藤委員。

伊藤委員 今、齋藤委員のほうからもちっとお話が出ましたが、事故牛。この事故牛と、また事故牛と共済が、那須町、那須塩原市、その中で共済にかかる牛がどのぐらいいるんだということをごちょっと私調べてきましたら、24年度で706頭です。25年度、これは11月までなんですが、650頭ぐらいの牛が、そういう牛が出るんですね。

ということは、この地区は、普通の地域じゃないんですよ。やっぱりそれだけ、生乳、本州一と言われるぐらいですから、それだけの牛がいて、そうしてそういう牛が発生するところなんですね。

ですから、これは農家の悲痛な叫びが今回出たんだと思います。それをうちのほうの会長に聞いたり、今、山本さんから話があったと思うん

ですが、その一方的な話というか、それを農家も交えないでそういう話が先行しちゃったのかと、私は思うんです。

ですから、これは私は採択として通したいという意見です。

平山委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

玉野委員。

玉野委員 こちらに議長おられますから、要望書ということを一考してくれると同時に、齋藤さんが言われた3のところ、動物福祉という言葉があります。私も一般質問で出ました。ここに、マツキヨウイチという先生が来ています。やっぱり牛飼いが動物福祉になっていない。生きるだけの、最後の場所として全うできない。動物としての価値観をおろそかにしていると。そういう経験のある方で、日本は20年おくらせていると。

県北はそういう酪農の地ですから、こういう先生の話の話を聞くということも議長がおられますから、ぜひ検討していただきたいと思います。

平山委員長 ありがとうございます。

藤村委員。

藤村委員 冷蔵庫を見せていただいたときに、その職員の方が教えてくださったんですけども、あそこの肉は、日本で五本の指に入る汚い肉だということだと。これはもう本当にブランドイメージに結びつく重大な発言だったと思うんですね。

だから、これを採択して、一旦あそこの設備にかかる出費を背負った上で、早急に改善策を、本当にどうしたらいいのかということを決死の覚悟で、背水の陣で那須塩原市の産業のことを考えて、強く要望するなり、方向を定める必要があると思いました。

平山委員長 ありがとうございます。

磯飛委員 やっぱり事故牛だから和牛みたいなこ

とはあり得ない。

鈴木副委員長 そういう意味じゃなくて。

中村委員 冷蔵庫の管理が悪いんだ。

鈴木副委員長 つるしてあるんだけど、ふんとかそういうのをどうしても触っちゃうんですけど、狭い、敷地が、施設が狭いがために。

それがついているので、これを後で、例えば試験管が何か顕微鏡で見ると、その割合が多いというんですよ、ばい菌の。狭いって意味で。高さもない。

中村委員 解体もそうだし。

山本委員 だからやっぱりセットですね。

藤村委員 そう、セットでつくりかえをね。

鈴木副委員長 大腸菌だけが付着している割合が多いと、そういう意味で全国でも5本の指に入ると。

山本委員 だから壊す壊すだけじゃだめなのよ。

つくるってことでやらなきゃ。

平山委員長 よろしいですか。

それでは意見が出尽くしましたので、総務企画常任委員会並びに産業環境常任委員会の連合審査会は、これで閉会といたします。

この後、引き続き総務企画常任委員会を開催いたしますので、産業環境常任委員会の皆さんにはご退席いただいても結構でございます。

大変お忙しい中ありがとうございました。

閉会 午後 4時48分

総務企画常任委員会

開会 午後 4時49分

開会及び開議の宣告

平山委員長 改めて、これより総務企画常任委員会を開催いたします。

請願第2号の審査

平山委員長 先ほどの連合審査会に引き続き、請願第2号の審査を行いたいと思いますけれども、先ほどいろいろな意見が出尽くしたんですけれども、まだご意見ありますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 あるいは、意見がないようですので、討論を行いたいと思います。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論はないようですので、討論を終結することに異議ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論を終結し、採決いたします。

請願第2号につきましては、採択すべきものとするに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

〔挙手全員〕

平山委員長 全員ですね。

よって、賛成多数と認め、請願第2号は採択すべきものと決しました。ありがとうございます。

本件については採択すべきものと決しましたけれども、それを受けた意見書の提出についてはいかがいたしましょうか。

鈴木副委員長 提出するかしないかですか。

平山委員長 今回の請願は施設の存続を求めるといのが趣旨ですけれども、意見書の提出までは求められていませんけれども、請願書の後押しをするためにも、もし必要と考えれば。

例えば、那須塩原市広域行政事務組合の管理者宛てに。

君島委員 ちょっと確認していいですか。

これは広域行政の構成されている市町村の議会がそこへ意見書を出せるんですか、地方自治法99条の意見書というのは。

通常であれば、そういうところじゃなくて、県とか国に出すんじゃないですかね。

平山委員長 局長、お願いします。

渡邊議会事務局長 今、言いましたように、自治法からしますと、意見書という形になりますと、性格的には抵触することになります。

先ほどのお話の中でも、慎重に審議してということだと、先ほど山本委員、玉野委員からお話がありましたように、どちらかというともうちょっと検討した上で、例えば3首長が県のほうに要望しているようにそれを後押しするような、そういう意見書の提出、要望という形でもいいと思うんですが、県知事宛てに例えばこの施設についてこちらに建ててほしいとか、そういう意見書の提出のほうか、かえって逆に広域内の意見の提出としてはありなのかなと。

それがただ、これと結びつくかどうかというのはまた今後の協議になると思うんですけれども。平山委員長 ありがとうございます。

それでは、以上で、請願の第2号の審査を終了いたします。

山本委員 ちょっと待って。いいですか。

平山委員長 はい。

山本委員 今、終わりと言ったんですけれども、これ採択、この請願書は採択で、別に意見書を出してくれということじゃないですよ。

平山委員長 後押しをする意味で出しますかと言ったんですけれども、今ちょっとそれは考えたほうがいいということ出さないということです。もうちょっと他の部分を見てから。

山本委員 別立てでということですか。ちょっと

確認をして。

平山委員長 では、請願第2号の審査はこれで終了といたします。

その他

平山委員長 そのほか、皆さんのほうから、何かその他でございますか。

鈴木副委員長 その他のほうで、採択されただけではせっかく、それをどういうふうに誰に伝えるのかというあたりはどうするんですかというのを、ちょっとここで確認したいんですが、具体的には。

平山委員長 はい。

君島委員 そうなってきたときに、例えば、私、議長、委員長、この3人が組合の議員になっているわけですね。委員会で採択されて本会議に採択になっていけば、那須塩原市議会としては存続ですよということが意思決定されているわけですから、そうすると、今度当然、今の中ではないですけども、屠畜場、食肉センターの廃止の条例廃止の案というのが議会にかかりますよね。議会に出てきたときに、当然、那須塩原市議会の議会としての意思としては、この廃止は反対ですよということになってくる。

鈴木副委員長 決定していないので、そういう態度がとれると。

君島委員 いや、決定しているから。存続を決定しているから。

鈴木副委員長 条例案が出たときにはですよ。

君島委員 そう。だから出なければ、存続ずっとするわけですから。

鈴木副委員長 出たときには、ここで出ているから反対という態度がとれるということ。

君島委員 そういうことです。

山本委員 本会議で通ればということですね。

君島委員 本会議で通れば、那須塩原市の議会としては、屠畜場の廃止は、存続ですよということですから、当然廃止の条例案が提出されたときには反対ですよということですね。

山本委員 屠畜場も出ているの。

君島委員 屠畜場は広域行政の事務。中の事務の一部。

平山委員長 その他ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

閉会の宣告

平山委員長 じゃ、なければ、これで本定例会における委員会議事日程は全て終了いたしました。

昨日の審査も含め委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださいますよう、お願いいたします。

長くなりましたけれども、これをもちまして、総務企画常任委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 4時58分